

第5期 飯綱町地域福祉計画

第4期 飯綱町地域福祉活動計画

「おはよう」と笑顔を交わす地域の絆



令和8年度（2026年度）～ 令和12年度（2030年度）

令和8年3月

飯 綱 町

飯綱町社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせるまちづくり

飯綱町では、少子高齢化に加え、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化、価値観の多様化が進展し、地域社会が抱える課題が複雑化しています。私たちはこの現状に向き合い、住民の皆さまが「安心して子育てができ、年齢を重ねても安心して暮らせる町」を実現することを目指して取り組んでまいります。具体的には、子育て支援をはじめ、高齢者の移動支援や医療体制の充実、地域での支えあいの促進、さらには誰もが生きがいを見いだせる場づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせる町づくりを進めます。こうした目標を達成するため、「『おはよう』と笑顔を交わす地域の絆」を基本理念に掲げ、日常的なあいさつや声かけによる交流を促進し、困った時にはお互いに支え合える温かい地域社会を築いてまいります。

本計画の推進には、町、社会福祉協議会、住民、民間団体など、多様な主体が協力し、地域全体で課題解決に向け取り組むことが重要です。飯綱町が未来に向けてさらなる発展を遂げるため、私たちと共に歩みを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、飯綱町地域計画策定委員会の皆さま、アンケート調査や地区別懇談会、ワークショップにご参加いただき貴重なご意見を寄せてくださった住民の皆さま、関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

飯綱町長 土屋 龍彦



自らの暮らしの課題を理解し、解決に向けて共に取り組みましょう



私たちを取り巻く社会は、ライフスタイルや価値観の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域が抱える生活課題が一層複雑化しています。特に、生活困窮者やひきこもり状態にある方への支援、社会的孤立の問題については、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として顕在化し、その重要性が改めて認識されています。

このたび、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（市民計画）」は、行政が策定する「地域福祉計画（行政計画）」と一体的に進める民間主体の活動計画であり、地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すものです。

行政制度や施策は地域福祉を支える重要な基盤ですが、飯綱町で誰もが安心して幸せに暮らし続けるためには、私たち住民一人ひとりが地域の課題を自分ごととして受け止め、理解し、共有しながら主体的に取り組んでいくことが不可欠です。

お互いを尊重し、誰もが自分らしさを発揮しながら暮らすことのできるまちの実現に向け、本計画に掲げる地域福祉の推進に、地域の皆さまと共に取り組んでまいりたいと考えております。

飯綱町社会福祉協議会長 沖 弘 宣

目 次

地域福祉って	1
第1章 計画の概要	2
1 背景と目的	
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	6
5 計画の策定方法	7
(1) 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会の設置	
(2) 住民アンケートの実施	
(3) 住民ワークショップ（地区懇談会）の開催	8
(4) 関係団体懇談会の開催	
(5) 庁内ワーキングチーム会議の開催	
(6) パブリックコメント	9
6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	
第2章 地域福祉の現状と課題	12
1 飯綱町の地域福祉における課題	
(1) 人口推移と将来推計	
(2) 健康等の課題	13
2 住民アンケートや関係団体懇談会などからみえてきた現状と課題	15
(1) 令和3年度～6年度の地域福祉活動計画における施策評価と課題	
(2) 地域福祉を支える人	
(3) 地域福祉活動の促進	17
(4) 福祉意識の向上	19
(5) 安心して生み育てられる	20
(6) 安心して老いられる	22
(7) 安心して暮らし続けられる町	24
(8) 福祉サービスの利用促進	26
(9) 健康づくり	27
(10) 福祉教育	
第3章 計画の目標	29
1 基本理念	
2 計画の基本目標	
3 施策の体系	31
第4章 成年後見制度利用促進基本計画	32
1 国の動きと背景	
2 計画の位置づけ	
3 現状と課題	33

(1) 高齢者等の状況・推移	
(2) 成年後見制度への取組状況	34
(3) 課題	
4 基本的な考え方と施策体系	35
5 施策の展開	36
6 推進体制及び進捗管理	37
第5章 再犯防止推進計画	38
1 国の動きと背景	
2 計画の位置づけ	
3 現状と課題	39
4 施策の展開	
5 推進体制及び進捗管理	40
第6章 重層的支援体制の推進	41
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 重層事業の概要	
4 施策の展開	
5 推進体制及び進捗管理	46
第7章 施策の展開	47
【基本目標1】 私たちが安心して暮らすための、地域共生の仕組みづくり	
(1) 住民相互の円滑な関係づくり	
(2) 地域包括ケアシステムの推進	49
(3) 安心して生み育てられる仕組みづくり	51
(4) 健康づくり支援	53
(5) 重層的支援体制の推進	55
【基本目標2】 私たちの地域福祉を支える人づくり	
(1) 支えあいの地域づくりのための人材の育成	57
(2) 地域活動の拠点づくり	59
【基本目標3】 私たちの暮らしを支えるサービスの充実	
(1) サービス利用に関する情報提供	61
(2) 社会福祉協議会・事業者等との連携と活動支援	63
(3) サービスの質の向上	65
【個別重点課題】	
(1) 生活困窮対策（生活・就労・住居等）	67
(2) 災害・感染症に対する体制整備	69
(3) 福祉に関わる権利擁護等	71
(4) いのち支えるネットワークの推進	73
(5) 見守りと再犯防止の推進	75
【目標に対する進捗状況を評価する指標】	77

第8章 計画の推進体制	79
1 計画の普及啓発	
2 町と社会福祉協議会との連携	
3 計画の実践と進捗管理	
○資料編	80

地域福祉って？

地域の住民同士のつながりを大切にし、お互いを支え合う仕組みをつくることを指します。

具体的には、住民の誰もが抱く「住み慣れた家や地域で安心して、自分らしく幸せに暮らしたい。」という願いをかなえるために取り組むものです。そのために日常生活における様々な課題を解決するため、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）、身近な人間関係の自発性に着目した「互助」というお互いさまの関係を加えて組み合わせながら、よりよい解決策を見出そうとする考え方です。

【自助】 自分のことを自分ですること
（例）生計の維持、健康の管理

【互助】 身近な人間関係の中の自発的な支えあい、助け合いなど
（例）隣近所、友人や知人による支えあい、ボランティア活動など

【共助】 社会保険制度及びサービス
（例）介護保険、医療保険、協同組合など

【公助】 公的サービスとして行うべきもの
（例）生活保護、人権擁護、虐待対策など

（参考）地域包括ケア研究会報告書により作成

少子・高齢化、ライフスタイルの変化が進む現代社会は、従来の公共のサービス中心の福祉だけでは、安心して暮らしていくことが困難になっています。高齢者も障がいのある人も子どもたちも、そして働き盛りの人たちも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の中での支えあいが不可欠になっています。その地域の福祉課題の解決に向け、住民と共に取り組んでいく活動が「地域福祉」です。

●社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第1章 計画の概要

1 背景と目的

今日、わが国の平均寿命は伸び、世界最高水準の長寿国となる一方で、少子高齢化や一人暮らしの高齢者の増加、核家族化の進行に加え、人々の価値観や生活様式の多様化、そして地域社会での人間関係の希薄化などが影響し、地域での課題解決がますます難しくなっています。さらに、地域社会からの孤立や排除を背景に、複合的な課題を抱える生活困窮、8050問題※1、2040年問題※2、ダブルケア※3、孤独死、ひきこもり、子育て不安、自殺、虐待、貧困などの社会問題が顕著化しています。

また、令和元年台風19号や近年頻発している豪雨、地震などの自然災害を受け、災害時における要支援者への対策が従来よりも大きな課題となっています。地域住民が速やかに避難するためには、日頃から地域内での支えあいや助け合いの力が不可欠です。

こうした背景を踏まえ、住民が安全かつ安心して暮らしていくためには、公的な生活支援とともに、地域に住む一人ひとりが地域に目を向け、自ら主体的に関わり、「共動※4」し、支え合う仕組みを構築することが重要とされています。そこで国では、平成30年（2018年）4月施行の改正社会福祉法において、「住民一人ひとりがつながり、地域をともに創り上げていく『地域共生社会』の実現」を目指す理念として、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進方針を示しました。さらに令和3年（2021年）4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制※5整備事業」が創設されました。この制度により、行政内部の横断的な連携を強化し、福祉制度を活用した包括的支援体制を構築することが求められています。

飯綱町では、本計画を通じて地域全体で問題意識や生活課題を共有し、それを解決するために住民が協力し合う仕組みをつくることを目指しています。この仕組みにより、地域住民同士のつながりを強化し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係性を超え、高齢者や障がい者を含む住民一人ひとりが役割を持ち、互いに支えあいながら自分らしく暮らせる地域を実現することを目指します。

また、引きこもりや8050問題、2040年問題、生活困窮など、多様化・複雑化した課題が既存の制度では対応困難となっている現状を受け、令和5年度からは重層的支援体制を整備し、分野を超えた多様な関連機関との連携を強化することで、包括的な支援を提供する体制を構築していきます。

- ※1「8050問題」とは、80代の親が50代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと
- ※2「2040年問題」とは、2040年頃に団塊ジュニア世代層（1971年～1974年生）が65歳を超え、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約35%に達すると予測され、現在の医療、介護、年金などの社会保障制度の持続性に対する疑念が指摘されています
- ※3「ダブルケア」とは、1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面するという状態のこと
- ※4「共働」とは、本来は「協働」と表記しますが、まちづくりは労働ではなく「共に動く」という意味から、この用語を用いています
- ※5「重層的支援体制」とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制のこと

【近年の主な国の動き】

●令和3年(2021年)4月

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する 法律」施行
「改正社会福祉法」が令和3年（2021年）4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

●令和4年(2022年)10月

「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定
コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。

●令和5年(2023年)3月

「第二次再犯防止推進計画」閣議決定
「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和5年（2024年）3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置付けられており、96の具体的施策が盛り込まれています。

●令和6年(2024年)4月

「孤独・孤立対策推進法」施行
国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。

●令和6年(2024年)6月

「改正子ども・若者育成支援推進法」施行
国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

飯綱町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、第2次飯綱町総合計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目標とします。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、自治会やボランティア団体、NPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や共働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となり、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

なお、基本理念は、前計画から継続して「おはようと笑顔を交わす地域の絆」を基本理念とし、3つの基本目標と10の基本施策に加え、個別重点課題を5つとします。

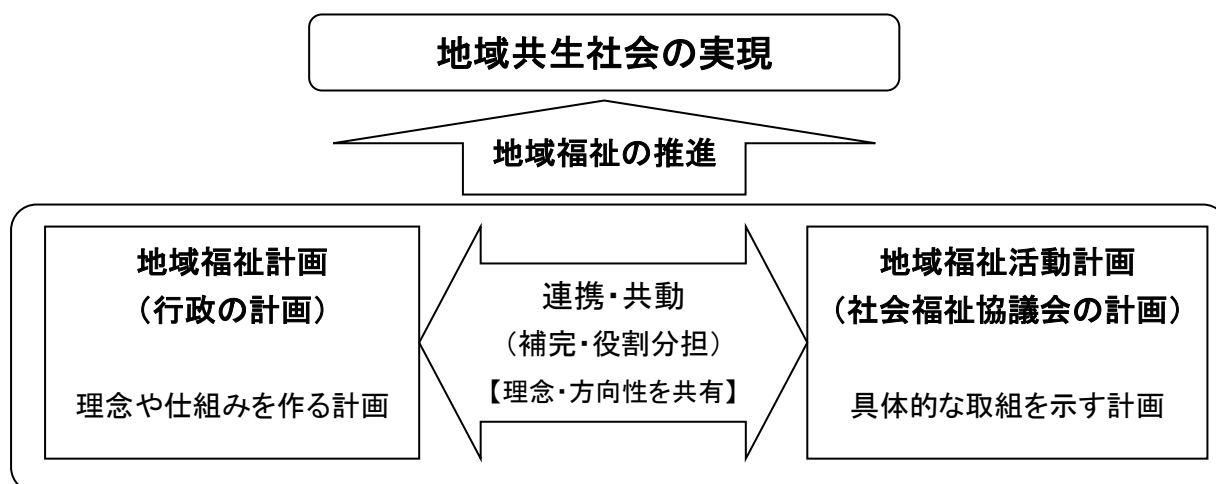
●社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域にける高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



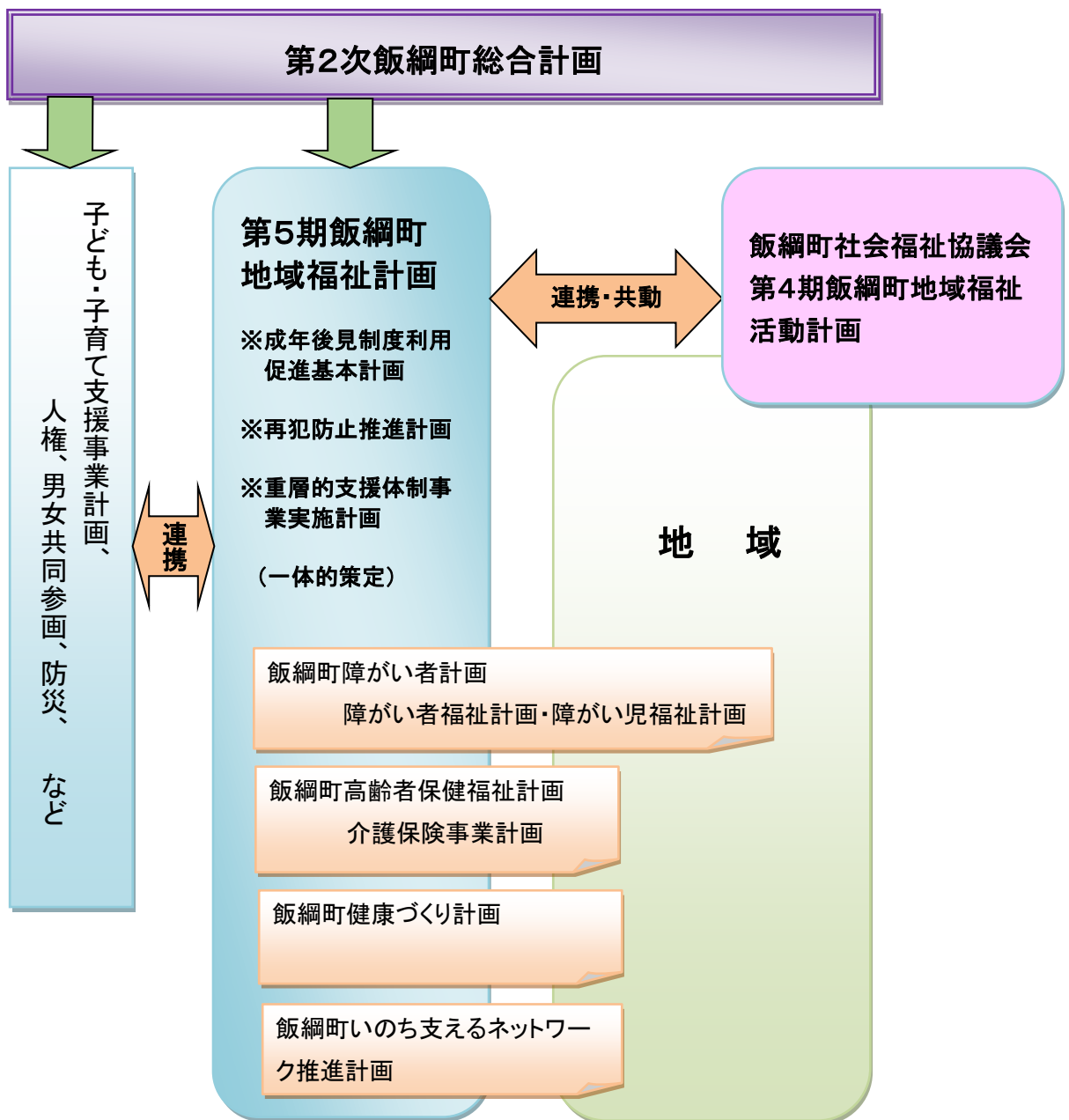
3 計画の位置づけ

町の地域福祉計画は、上位計画である「第2次飯綱町総合計画」が示す地域福祉を具体化していく計画として、保健福祉等の関連計画や他の施策分野における関連計画との整合を図っています。

また、飯綱町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、町の地域福祉計画に掲げられた基本理念を実現するため、具体的な取組を進めています。

本計画においては、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制事業実施計画及び町社会福祉協議会による地域福祉活動計画を一体的に策定することで、飯綱町総合計画が示す地域福祉の目標をより具体的に反映させています。

一方、町の保健福祉に関連する計画との整合性を確保しつつ、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、人権、男女共同参画、防災など町が策定した他の計画とも連携しながら策定しています。



4 計画期間

計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5か年とします。

また、地域社会を取り巻く環境の変化や関連法制度の動向、さらに各機関の取組状況を踏まえ評価結果をみて必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
飯網町総合計画 (飯網町まち・ひと・しごと 創生総合戦略を包含)		後期計画(第2次)					前期計画(第3次)				
飯網町地域福祉 計画	第4期 地域福祉計画					第5期 地域福祉計画					
飯網町地域福祉 活動計画	第3期 地域福祉活動計画					第4期 地域福祉活動計画					
飯網町障がい者計画	第3期			第4期(6年間)						次期	
飯網町障がい福祉計 画・障がい児福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期(3年経過 中間見直し)						次期	
飯網町介護保険事業計画 飯網町高齢者保健福祉計画	第8期・第9期			第9期・第10期			第10期・第11期			次期	
飯網町健康づくり 計画	第2期				第3期						
飯網町子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期						次期
飯網町いのち支える ネットワーク推進計画	第1期			第2期						第3期	

5 計画の策定方法

地域福祉は、地域にかかわるすべての人が主役となり進めていくものであることを基本とし次のような方法で、住民、関係機関、事業者などの意見を広く聴き、その意向の反映を図りました。

(1) 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を目指すため、令和7年9月2日に地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置しました。各地域や福祉団体の代表者、学識経験者などで組織され、計画策定に必要な意見や住民アンケート等の結果を踏まえ基本理念の考案や住民の福祉に対するニーズ等を提言していただき策定しました。

日 程	会 議 名	内 容
令和7年 9月2日	第1回策定委員会	委嘱状の交付、役員選出、計画全体について
令和7年10月29日	第2回策定委員会	基本理念、施策体系（案）検討について
令和7年11月26日	第3回策定委員会	計画(素案)内容検討について
令和7年12月22日	第4回策定委員会	計画(素案)内容検討について
令和8年1月28日	第5回策定委員会	計画(案)最終審議・概要版(案)について

(2) 住民アンケートの実施

住民の地域福祉に対する意向や地域福祉活動への参加状況などを幅広くお聴きするとともに、地域福祉についての評価などの把握や前計画策定時の内容と比較するため、アンケートを実施しました。（調査の詳細については、資料編「地域福祉に関するアンケート結果」参照）

【住民アンケート実施状況】

項 目	内 容
調査地域	飯綱町全域
調査対象	20歳以上から80歳未満までの男女
調 査 数	1,000件
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネット回答
調査期間	令和7年7月17日(木)～8月8日(金)
回収結果	配布数：1,000件 回収数：421件 回収率：42.1%

(3) 住民ワークショップ（地区懇談会）の開催

地域住民が自ら考え、地域の課題を明確にし、その解決策を探るため、地区懇談会を開催しました。地域で抱える課題についての意見や提案をいただくとともに情報交換を行いました。

名称等	期日	開催場所	参加者数
堰下・原・宮下サロン懇談会	令和7年 7月 7日	普光寺公民館	4名
松ノ木サロン懇談会	令和7年 7月 8日	松ノ木公会堂	7名
東柏原サロン懇談会	令和7年 9月 3日	東柏原公会堂	5名
四ツ屋地区懇談会	令和7年 9月16日	四ツ屋公民館	15名
倉井地区通いの場懇談会	令和7年12月 2日	倉井公民館	11名
下赤塩サロン懇談会	令和7年12月12日	下赤塩公会堂	5名
赤東すみれ会懇談会	令和7年12月24日	毛野公会堂	26名

(4) 関係団体懇談会の開催

地域の関係団体の活動状況や課題を把握するために、民生児童委員協議会をはじめ、ボランティア団体や福祉関係団体等との懇談会を開催しました。

団体名称等	期日	開催場所	参加者数
飯綱町身体障がい者福祉協会	令和7年 9月17日	メーラプラザ	6名
民生児童委員協議会	令和7年10月 9日	町民会館 元気の館	29名
よつばの会	令和7年10月21日	メーラプラザ	8名
地域福祉計画・活動計画策定委員会	令和7年10月29日	メーラプラザ	15名
飯綱町ボランティア連絡会	令和7年11月10日	メーラプラザ	18名

(5) 庁内ワーキングチーム会議の開催

計画策定に係る資料収集、素案の検討作業等を行うため、庁内ワーキングチームを設置し、検討会議を実施しました。

○チーム構成

総務課	総務係・危機管理室
企画課	企画係
産業観光課	商工観光係・農政係
住民環境課	国保年金係・生活環境係
建設水道課	建設係・維持管理係
教育委員会	子育て支援係・生涯学習係
飯綱病院	総務係
保健福祉課	福祉係・介護支援係・健康推進係

○チーム会議

期日	内容	参加数
令和7年11月28日	計画概要、アンケート結果、課題について	15名
(随時)	計画素案に関する内容の検討など	

(6) パブリックコメント

飯綱町のホームページ、役場、飯綱町社会福祉協議会で閲覧できるようにし、パブリックコメントを募集して計画素案に対する意見の聴取を行いました。

日 程	令和7年12月26日（金）から令和8年1月20日（火）
-----	-----------------------------

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残されない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本町においても世界基準の開発目標を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。総合計画に基づき各政策で示す基本施策にSDGsの目指す目標を位置づけ、計画の推進を図ります。

《本計画に関連するSDGsの目標》

 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧 困	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢 餓	<p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	保 健	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	教 育	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>男女の平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げる</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	水・衛生	<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギー	<p>【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	成長・雇用	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	イノベーション	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>

	不平等	【目標10】人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	都市	【目標11】住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	生産・消費	【目標12】つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	気候変動	【目標13】気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	海洋資源	【目標14】海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	陸上資源	【目標15】陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	平和	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	実施手段	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル、パートナーシップを活性化する

第2章 地域福祉の現状と課題

1 飯綱町の地域福祉における課題

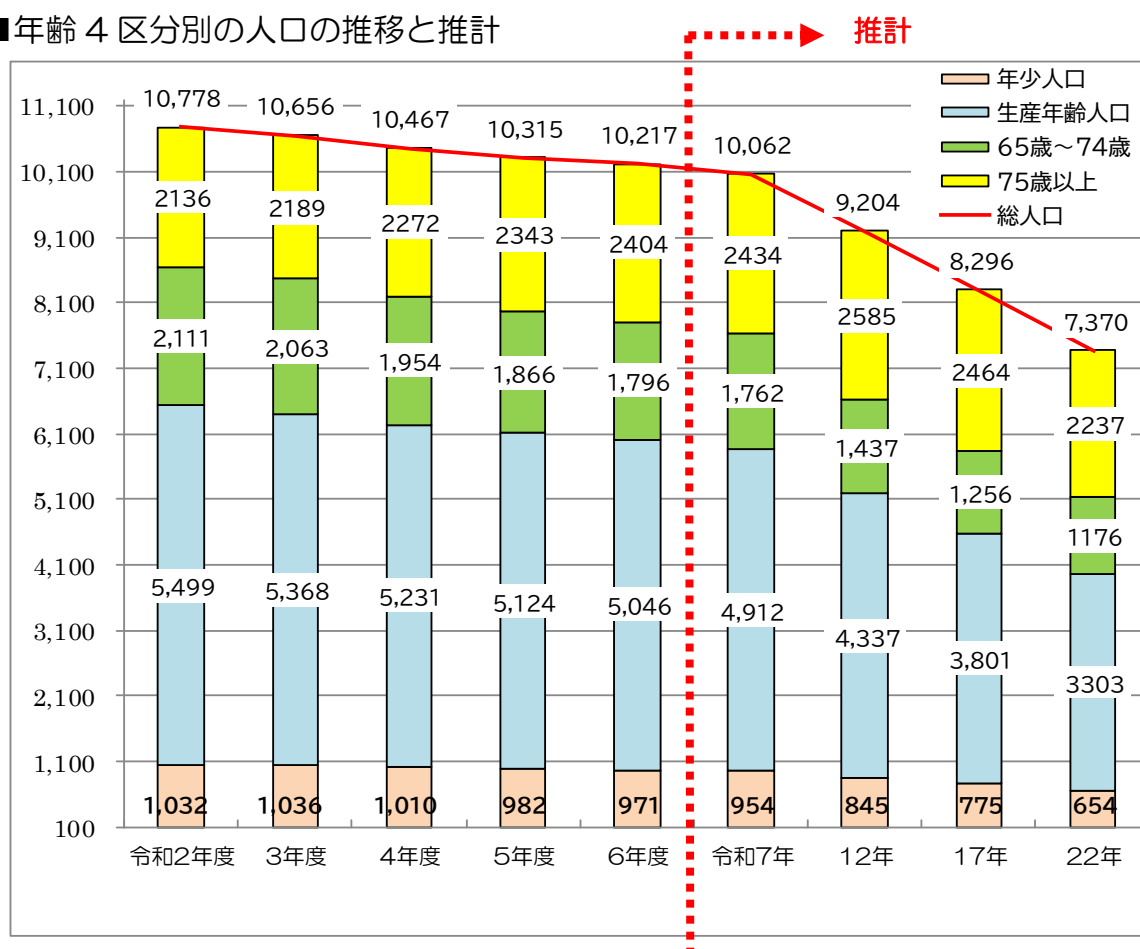
(1) 人口推移と将来推計

本町の総人口は、令和7年(2025年)3月末時点で10,217人となっています。65歳以上の高齢者人口は、4,200人であり、そのうち75歳以上の後期高齢者が2,404人と高齢者人口の概ね半数を占めています。総人口は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの間に561人減少して、減少率は5.2%となっています。

人口の将来推計をみると、人口が減少していくことが見込まれており、令和22年(2040年)には、総人口が7,370人となることが予想されています。また、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありましたが、令和4年度(2024年度)に減少に転じ、以降も減少傾向となることが見込まれています。75歳以上の後期高齢者数は令和12年(2030年)以降減少していくことが見込まれています。

今後、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)年齢3階層別にみても、すべてにおいて人口が減少していくことが見込まれています。

■年齢4区分別の人口の推移と推計



(2) 健康等の課題

長野県の平均寿命は、男 82.7 歳（全国 2 位）、女 88.2 歳（全国 4 位）、飯綱町は男 82.1 歳、女 87.8 歳となっています。全国平均は男 81.5 歳、女 87.6 歳であり県平均は下回っていますが全国平均は上回っています。（2020 厚生労働省）。

令和 4 年度(2022 年度)の本町の死亡原因の 1 位は老衰で、続いて悪性新生物、心疾患、脳血管疾患となっています。心疾患、脳血管疾患は県平均に比べ死亡割合が高く、これらの疾病を起因とする要介護者や障がい者になる人が増えています。

■飯綱町の主要死因の変化

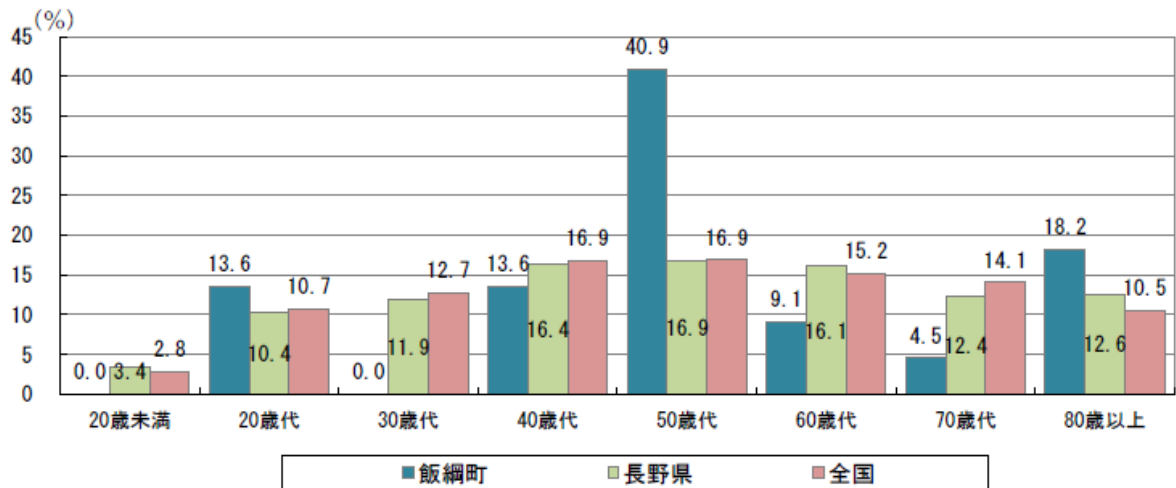
全体		平成30年				全体		令和4年			
		人口	死亡者数	死亡率 (10万対)	75歳未満年齢 調整死亡率			人口	死亡者数	死亡率 (10万対)	75歳未満年齢 調整死亡率
		10,576	147	1,389.9	198.1			10,656	191	1,792.4	362.0
死亡原因		死因に占める割合	死亡者数	死亡率 (10万対)	75歳未満年齢 調整死亡率		死因に占める割合	死亡者数	死亡率 (10万対)	75歳未満年齢 調整死亡率	
	1位	悪性新生物				1位	老衰				
		21.1%	31	293.1	53.7		17.8%	34	319.1	0.0	
	2位	老衰				2位	悪性新生物				
		15.6%	23	217.5	0.0		15.7%	30	281.5	85.4	
	2位	心疾患				3位	心疾患				
		15.6%	23	217.5	43.2		13.6%	26	244.0	26.9	
	4位	脳血管疾患				4位	脳血管疾患				
	10.2%	15	141.8	15.2		6.8%	13	122.0	31.3		
5位	肺炎				5位	不慮の事故					
	8.8%	13	122.9	8.3		5.2%	10	93.8	21.5		
						5位	肺炎				
							5.2%	10	93.8	24.2	

出典：長野県衛生年報より

原因としては高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病の重症化があげられます。生活習慣病は自覚症状がないまま悪化し、突然発症するため自己判断での予防は難しく、日頃の生活習慣が深く関わっています。保健指導での生活習慣を変えることは容易ではなく、健康寿命の延伸へ向けて若い世代から生活習慣病による予期せぬまさかの事態を防ぐ施策が求められています。これからも、住民自らが健康で豊かな安心した高齢期を迎えるための努力が不可欠です。

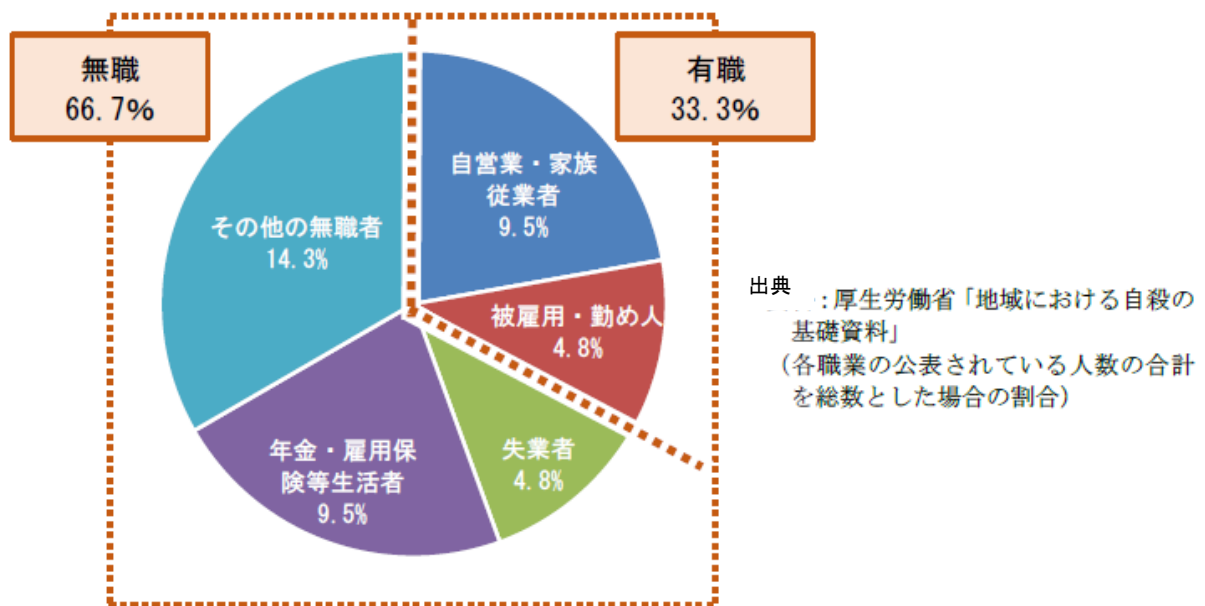
日常生活を維持するためには心の健康も重要です。ストレスにより体調不良やうつ病等を発症し治療する人が増えています。また、残念ながら本町では毎年かけがいのない命が自殺によって失われています。自殺者の状況では、働き盛り世代、高齢者、若者、無職者の割合が高く、相談では若い世代の自殺未遂に関する内容が増加しています。そのため無職者や失業者、高齢者への施策を継続するとともに、新たに子ども・若者への対策にも取り組む必要があります。

■年代別の自殺者の割合（平成25年(2013年)から令和4年(2022年)の合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（年齢不詳を除く）

■職業別の自殺者の割合（平成25年(2013年)から令和4年(2022年)の合計）



2 住民アンケートや関係団体懇談会などからみえてきた現状と課題

(1) 令和3年度～6年度の地域福祉活動計画における施策評価と課題

思いやりをもって自然な形でかかわる「声かけ」や人と人との笑顔で交わす「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」「ごめんなさい」等のあいさつを行うことから地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係を育む、明るく安全で住みよい地域社会づくりの推進を基本理念に施策を実施してきました。

地域福祉活動計画(令和3年度～6年度)の施策評価として、アンケート調査から

- ①日頃からあいさつ、声かけが行われていると回答した人は、46.1%
- ②生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりの活動が行われていると回答した人は、49.6%
- ③悩みごとを相談できるつながりづくりの取組が行われていると回答した人は、20.2%
- ④高齢者の困りごとに気づき、小さな支えあいの活動が行われていると回答した人は、29.5%という結果になりました。

いずれも、前回の結果を大きく下回っており、さらなる改善が求められる状況となりました。これは、計画期間のうち令和3年度から令和5年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、多くの地域活動が実施できなかったことに加え、感染対策による人との距離の拡大により地域のコミュニティのつながりが希薄になりました。このことが、前回の結果を下回る要因として大きく影響をしています。

また、「つながり隊の組織」の認知度については、「名称は知っている」が3割で前回の結果より認知度は1割ほど上昇しましたが、「名前も活動も知らない人」が6割に上るため、活動の周知を含めた事業推進が課題となっています。

(2) 地域福祉を支える人

ア) 地域を支える人たち

隣近所と何らかのつきあいがあると回答された人は、前回と同程度で約94%にのぼりますが、その内訳をみると、「家を行き来するつきあい」が前回より7.9%低く、「立ち話をする程度のつきあい」が2%低くなっており、「あいさつをする程度のつきあい」が9%上がっています。このことから、隣近所とのつきあいの程度は前回よりも若干浅くなってきている状況がうかがえます。

年齢で見ると、50代以上は「立ち話をする程度のつきあい」の比率が最も高く、隣近所とのつきあいの程度は年齢層が高い世代のほうが深い傾向がみられます。40代以下をみると、20代では「あいさつをする程度の付き合い」が最多の約60%、次いで「ほとんどつきあいはない」が24%となっており、隣近所とのつきあいがあまりない様子が見えます。他方、30代については「立ち話をする程度のつきあい」が20代・40代よりも高いことから、子育て世代のつながりがあることがうかがえます。全体的に関係性は希薄になってきていますが、年代別に見ると高齢者、子育て世代のつながりがあることがわかります。

地域活動や行事への参加は、「ほどほどに参加する」が最多の約39%、「積極的に参加する」と合わせて52%で、前回と比較すると9.1%低下しています。このことから、地域活動への参加の程度も少なくなってきた状況がうかがえます。

ボランティア活動については、「参加したことはない」が約6割で、前回より8.9%増加しました。また、これまでにボランティア活動に「参加したことがある」という回答は前回から10%低くなっており、ボランティア活動に参加する人は減少傾向にある状況がうかがえます。

しかし、全体では「機会があったら参加したい」が最多で約31%。これを含め、条件つきでも「参加したい」という人は合計で7割以上にのぼります。地域活動やボランティアに関心があり、何らかの役割を持ちたいと思っていながら、自分のことで精一杯で時間的余裕がなく、実際の活動につながらないのが現状ですが、普段の生活の中で、ちょっとした取組から始めることも必要です。

イ) 経験豊かな高齢者

統計上では「高齢者」に分類される65歳以上の世代は人数が多く、飯綱町の世代別人口割合でも前期高齢者(65歳~74歳)が17.6%を占めるなど全体の中で大きな集団を形成しています。

今後、各地域において活躍が期待される元気な高齢者が増えており、その豊富な経験を活かし、高齢者の力を十分に引き出すことが必要となっています。

飯綱町では、シルバー人材センターや助っ人組合で多くの高齢者が活躍しており、農業分野では貴重な労働力となっているとともに、自らが率先し新たな産業を創出するなど地域の発展をけん引する存在として期待されています。

ウ) 地域包括ケア

住民の福祉ニーズを満たすためには行政だけではなく、飯綱町社会福祉協議会、福祉サービスを提供するNPO法人、様々なサービスを運営する福祉事業所などの協力が不可欠です。アンケートの結果によると「自宅で介護してほしい」と思っている人は約47%に達しており、ほぼ半数を占めています。

また、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その人の能力に応じた日常生活を営むための包括的な支援が確保され、必要な時に提供できることが重要です。そのためには地域の方々の理解や協力、支援(ボランティア活動)も欠かせません。

誰もが、地域包括ケアシステム^{※1}の一翼を担い、自助・互助・共助・公助に基づいた役割分担を果たすとともに保健・医療・福祉・介護の連携を推進し、社会資源を効果的に活用していくことが必要です。

※1：「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

《課題》

地域福祉サービスの充実には、行政の計画・地域の協力・ボランティアの協力・事業者の協力、そして福祉サービスを受ける側の理解と備えが重要になります。

地域福祉活動を推進するためには、飯綱町社会福祉協議会やつながり隊の協力を得ながら地縁社会を築いていく必要があります。

また、地域を支え、地域福祉活動を進めていくためには、多くの人々の理解と協力がなければ成り立ちません。福祉への関心を高め、近所付き合いや助け合いの意識を育てていくために協力できる人や活動の中心となる人を育てるとともに、次世代にその活動を引継ぐ必要があります。

福祉活動の拠点となるボランティアセンターは、地域福祉の取組が十分に知られていない状況もみられるため、継続的な普及啓発とともに住民が利用しやすい運営方法を引き続き検討する必要があります。

(3) 地域福祉活動の促進

ア) 地域のつながり

前回（5年前）のアンケート結果と比較すると、隣近所とのつきあいは「家を行き来するつきあい」は減少し、「あいさつをする程度のつきあい」は増加しています。つきあいの程度は年々希薄になっていると考えられます。

イ) 地域行事への参加状況

地域活動や行事への参加は、「ほどほどに参加する」が最多の約39%で、「積極的に参加する」は約13%であり、前回から合わせて9.1%低下しています。このことから、地域活動への参加の程度も少なくなっている状況がうかがえます。「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせると47.5%となっており、参加していない人とのつながりをどう改善するかが課題になると考えられます。

ウ) 地域の課題や問題

「古いしきたり」「医療体制」「地域の人とのつきあい」「ひとり暮らし世帯」「異なる世代間の交流」が課題や問題の上位5項目で、「医療体制」以外は人間関係や人との関わりに関する内容となっています。上記以外に前回からの課題や問題認識が強まった項目は、「地域活動に無関心」「道路整備」「防犯・防災対策」などです。逆に課題や問題認識が弱まった項目は、「健康づくりの場・機会」となり、パワーリハビリ（運動機器を使った筋力向上トレーニング）の導入等の効果が読みとれる結果になっています。年齢別でみると、70歳以上で最多は全体で第4位の「ひとり暮らし世帯」、60代での最多は「異なる世代間の交流」、50代での最多は「医療体制」、40代での最多は「地域の人とのつきあい」で、年代によって課題や問題認識が少しずつ異なっている状況が読みとれます。

エ) 困った時に相談するところ

「家族・親族」が6割弱と最多で、次いで「知人・友人」が3割超となりました。相談事を受け止めるさまざまな場や団体、専門人材が存在しているにもかかわらず、実際には身近な人以外に生活の困り事を相談できる先が少ない、またはそうした場や人材の存在が知られていないという現状がみえてきます。

年代別では、30代は「子育て支援センター」が約1割、40代、50代は「役場」が1割超で、他の年代よりも比率が高く、70歳以上になると1割以上の回答があった相談先はさらに増え、「社会福祉協議会」や「ケアマネージャー」「健康管理センター」などもその対象となっています。相談先の整備だけでなく、住民への周知が重要と思われれます。

また、相談するところが「特になし」と答えた人が17.6%であり、相談できる場所がない状態の人が一定数存在することが明らかになりました。このことに注目し、孤独や孤立への対策が必要であると考えられます。

オ) 解決する方法

「行政で解決してほしい」が62.7%、次に「区・組等の組織に問題提起し、区・組にゆだねたい」が48.5%、そして「住民同士で協力して解決したい」が32.8%で、全体として地域の課題解決における互助の意識が低下してきている状況でした。

特に30代以上で「行政で解決してほしい」が8割弱と際立って高く、以降年代が上がるにつれ、その比率は下がってはいくものの、70歳以上でも「行政で解決してほしい」が第1位となっています。「区・組等の組織に問題を提起し、区・組にゆだねたい」60代では最多の6割強となっており、行政に加えて区や組にゆだねたいと考える人が増える傾向がみられます。また、20代、30代では「意欲ある人に任せておきたい」が2割以上で、他の年代よりやりたい人がやってほしいと考える人の比率が高く、とくに20代はその傾向が顕著でした。

「公助」だけでは安心して暮らせる地域づくりは難しいため、互いに支えあいながら自分らしく暮らせる地域づくりのため、それぞれの役割を明確にし、連携しながら一体的な取組が必要です。



《課題》

高齢化に伴い、一人暮らし世帯や高齢者世帯の増加により、社会とのつながりが薄くなり、見守りや声かけ、友愛訪問などの安否確認が必要になっています。

特に、福祉サービス未利用者やいきいきサロンに参加しない高齢者への対策を強化する必要があります。さらに、要介護の高齢者も増え、その中でも認知症の高齢者については介護負担が重くなっています。当事者や家族の支援はもちろん、地域でともに支える体制づくりが必要になります。

そのため、地域で知恵を出し合い、役員任せでなく一人ひとりが地域のよりどころを築くことが大切です。施設の充実のみでなく精神的な不安が解消できる居場所づくり等の充実が重要になります。

また、自分が頼らざるを得ない家族、集団から距離をおき、それを認めたくないがため、孤立が進むと言われています。地域や社会からの孤立は「障がい者虐待」「高齢者虐待」などと密接な関係があります。

家族に代わり「世話を焼く」、本人に代わり「代弁する」ことができるような地域の再構築と、孤立しがちな若者世帯や家族介護世帯へ地域として支援できる、お互いが支えあえる仕組みづくりが大切になります。

信頼関係は一朝一夕で築くことは難しく日頃からの近所つきあいと地域社会に参加することが大切です。

(4) 福祉意識の向上

ア) 福祉が充実している町とは

最も多いアンケート回答は、「公的サービスはもちろん、住民の福祉意識が高く地域の支えあいやボランティア活動が根付いている町」が48.7%で、次いで「公的サービスが多く、福祉関係手当の高い町」が33%でした。前回アンケートと比べると、「公的サービスはもちろん、住民の福祉意識が高く地域の支えあいやボランティア活動が根付いている町」が減少し、「公的サービスが多く、福祉関係手当の高い町」が増加しました。年代別で見ると、50代で「公的サービスが多く、福祉関係手当の高い町」が前回よりも20%近く増加し、40代では「福祉施設やサービス事業者の多い町」も比率が高く、子育てや親の介護を同時に担う40代、50代のいわゆる「ダブルケア」世代特有の実感を反映した結果とも読みとれます。

行政への要求の増加が見られ、日常生活を送るうえで公的サービスの充実が求められています。

イ) 安心して暮らしつづけるには

「地域でできそうな活動は」との問いに最も多い回答は、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者への声かけ、見守り」であり、次いで「子どもたちの登下校時の声かけや見守り」となっています。

住民同士の共助が地域福祉の基本的なことから捉えられており、日常生活の安心・安全の確保から、話し相手、災害対応、雪かきなど多様なニーズがあがっています。

ウ) 交通手段

町では、i (アイ)バスの他、公共交通機関の利用が困難な障がい者や高齢者が利用できる福祉輸送サービス事業を行っています。i (アイ)バスの、「乗り方(手続き)が解らない」や「時間帯が合わない」など今以上の充実を求める意見がありました。

アンケートでも、「高齢者の地域の交通手段」や「公共交通機関の不便さ」など地域課題としてあげられています。

《課題》

全ての住民が自分の地域に関心をもち、地域社会に何らかの形で参加することが地域福祉の一步です。

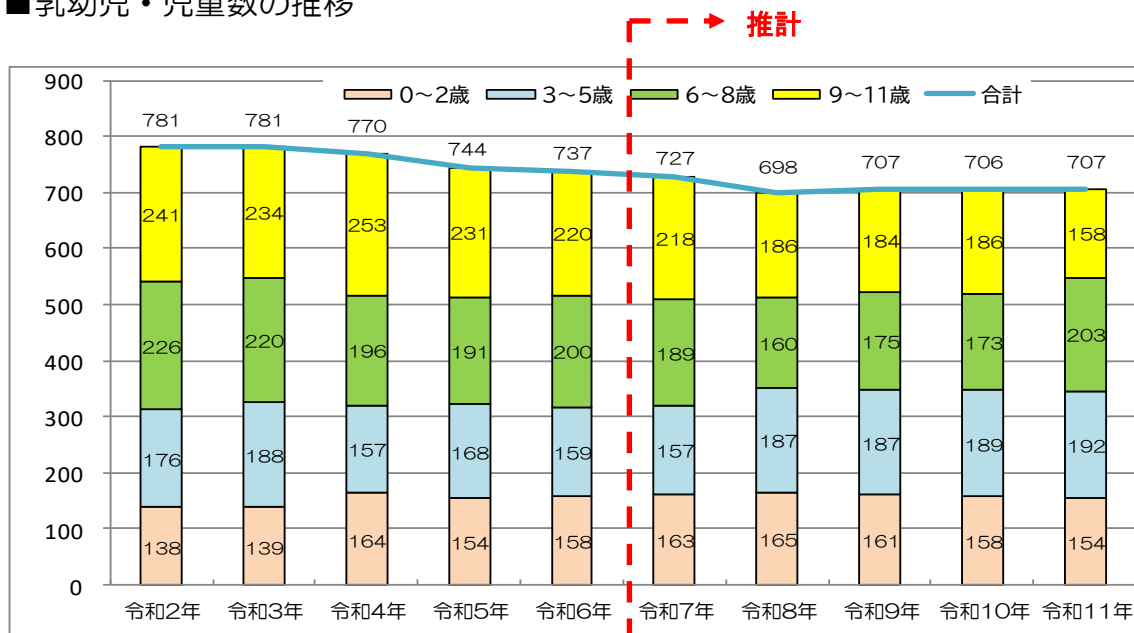
高齢者や障がい者、子どもへの声かけ、身近な場で見守り活動をするなど、福祉意識が高く地域の支えあいやボランティア活動が根付いている町を築くことが重要です。さらに、制度の狭間で課題が解決できない事例等の対応も必要になっています。

(5) 安心して生み育てられる

ア) 子育て環境

少子高齢化が進行し、令和6年度の年少人口(0~14歳)は971人(9.5%)です。乳幼児及び児童数の推移をみると、令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までの5年間で44人減少しており、減少率は5.6%となっています。今後の推計においても乳幼児・児童数は減少していくことが見込まれており、令和11年(2029年)では707人と見込まれます。今後も少子化傾向は一層進行するものと予想されています。

■乳幼児・児童数の推移



資料:令和2年~令和6年実績値……住民基本台帳(各年度末現在)
 :令和7年~令和11年推計値……実績値を基にしたコーホート要因法により算出

イ) 婚活支援

少子化の原因として「多様な生き方を選択する」傾向があることから、子どもを産み育てる環境を整えるとともに、結婚相談所や民間事業等の活用も含め婚活事業の支援が必要です。

ウ) 子育て支援の充実

「子供がのびのび遊ぶことができ、コミュニティの繋がりや世代を超えたつながりのある、あたたかみのある町」「もう少し子育て世帯に支援があれば」「子育て世代に対して、住みやすい町を目指してほしい。子育て世代を対象としたイベントや、子育て世代同士のつながりがもてる機会を作りたい」などの意見がありました。

エ) 若者支援

「若者向けの施策や若者のための場所が少ない」「仕事を探している働きたい子育て世代に対して、町が積極的に仕事の斡施をして欲しい。子育て世代ウェルカムな職場をどんどん増やして欲しい」など意見がありました。



《課題》

現在の親世代は、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になる人が増えています。

一方晩婚化により、育児と両親の介護が同時期になるダブルケアが増えると考えられることから、育児と介護・仕事の両立が課題となりつつあります。

母親世代が10代～40代と幅広くなり、抱える悩みも多岐に渡り、妊娠中から就学時までの切れ目ない出産・育児支援（ネウボラ）^{※1}と、生涯を通じた女性の健康づくりが必要となっています。

現代社会のSNS^{※2}の発達は、様々な利便性はあるものの専門職へ悩みの相談につながらない場合があり、結果として悩みを抱え込んでしまうことがあります。SNSを否定するものでなく、情報の発信として活用する必要があります。

親の経済力が子育てに与える影響は看過することはできません。経済力を起因とする負の連鎖を次世代に引き継ぐことなく、社会の責任で子育てを支援する方策が児童虐待など、不幸な子どもたちを一人でもなくすことにつながります。

母親が子どもを安心して産むことができるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母が協力して子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。また、子どもが安全に遊べる公園などの環境整備も重要な課題であります。

※1：「ネウボラ」とは、フィンランドの妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービス

※2：「SNS」とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス（フェイスブックやツイッター、ラインなど）

(6) 安心して老いられる

ア) 家族が介護を必要になった時

「あなたの家族が介護を必要となった時、どのようにしたいか」との問いでは、「自宅で訪問介護やデイサービスを利用する」の割合が44.2%と最も多く「出来れば福祉施設を利用したい」の割合36.3%と併せて、80.5%の人が介護サービスを望んでいる状況です。年代別では30代、40代の「できれば福祉施設を利用したい」の比率が前回から増加しています。家族構成別にみると、多世代家族ほど福祉施設の利用を望む声の大きい傾向で、多世代家族における自宅での介護の困難さを示す結果でした。

イ) 自分が介護を必要になった時

家族に介護が必要になった場合とは異なり、「できれば福祉施設を利用したい（入所施設、グループホーム等）」が47%と最多で、次いで「自宅で介護してほしいが、訪問介護（ヘルパー）やデイサービスも利用する」が36%と、自身の場合には、自宅での介護よりも福祉施設の利用を望む人が多い傾向でした。しかしながら、70歳以上では「自宅で介護してほしいが、訪問介護やデイサービスも利用する」が最多で、高齢になると福祉施設よりも自宅での介護を望む人が増える傾向が読みとれました。

ウ) 最適なサービスを利用するために町に求めるものは

「適切な相談対応や総合相談窓口等の相談体制を充実する」が65.1%と多く、次いで「サービス利用料を軽減する」が50.6%となり、前回2位の「福祉サービスに関する情報を提供する」を上回りました。前回よりもサービス利用料の負担感が高まっています。家族構成別には、三世帯だけは「サービス利用料の軽減」が6割超と最多で、多世代家族は自身に介護が必要な状況になったときに福祉施設の利用を望む声が高い一方で、サービス利用料の負担感も大きいという状況がうかがえました。

また、年代別では、ほとんどの年代で「適切な相談対応や総合相談窓口等の相談体制の充実」が前回よりも増加しています。

求める情報の内容としては「介護の内容」「介護の費用」であり、「福祉に関する情報が少ない」「保険料や介護費用がわからない」「サービスの内容がわからない」などの意見がありました。

《課題》

介護状態になることは、介護する者される者の双方にとって望ましくない出来事です。

最適なサービスを受けるためには「知識」「気持ち」「費用」「相談する人」などあらかじめシミュレーションする必要があります。そのためには「相談窓口の充実」「情報の提供」や自宅で介護する人への「精神的支援」をする必要があります。

また、認知症高齢者の増加が全国的な課題となっています。軽度認知障害（MCI）を含めると、高齢者の3割前後の人で認知障害があると考えられます。認知症高齢者の自動車運転など地域社会と本人・家族に与える影響は大きく、早期発見と初期集中支援のあり方が問われています。認知症にかかわらず、医療と介護の連携・地域力を活かした生活支援など地域包括ケアシステムとして総合的な高齢者支援が求められています。

介護保険料の支払いや年金への加入を含め、将来に備えた資金計画を立てるとともに、日頃から健康に気を配ることが必要です。

(7) 安心して暮らし続けられる町

ア) 公的サービスの隙間

公的サービスには限界があります。日中独居の問題、買い物、食事、未婚、生活困窮、交通など、公的サービスの隙間を埋めていく方策を模索する必要があります。

イ) 虐待

その実体が把握しにくい「児童虐待」「障がい者虐待」「高齢者虐待」などが潜在的に認められる事例があります。全国的には「消えた高齢者・所在不明高齢者」や「近親者間に起こる暴力(DV)」「所在不明の子ども」にあるように、地域との関係が希薄になりそれぞれの家庭に関与しない結果と考えられます。

ウ) 自立支援

障がいや難病であったり、生活困窮者など社会的弱者においては、住み慣れた地域で生活し自分の能力を地域のために役立たせたい、地域の行事に参加したい、地域の人達と交流したいと思っている人は少なくありません。制度が整備されるにしたがい、社会的弱者などへの福祉サービスは一見充実したかのように見えますが、家族による介護力が低下する分、自宅の生活が困難になり、利用料も上がるため認定区分で必要な支援が受けられないなど上手く適合できないこともあります。

また、知的障がい者や精神障がい者への支援や周囲の理解はまだ十分ではなく、障がい者に対応した福祉サービスを提供する施設や事業者も少ないのが現状です。社会的弱者においては、就労機会を増やし、力を発揮できれば地域の力にもなります。

農業分野へ就労機会を増やし飯綱町ならではの取組を進める必要があります。

エ) 障がい者支援

障がい者とは「身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」をいい、障がい者の中には自分の気持ちを伝えることや、判断する事が難しい人もおり、支援をしなければ社会から孤立する恐れがあります。障がい者の役割を見出すには地域の理解が必要です。

オ) ひきこもり

長期にわたり、人間関係を否定するなど社会の場に参加できない高齢者や若者のひきこもりが問題になっています。人間関係が希薄になっていくと、孤独感や疎外感が益々増加する傾向にあり、早期発見と支援を行う体制整備の必要があります。

カ) 格差社会

派遣社員や非正規労働者の増加は大きな経済格差を生み、個人の努力では埋めることのできない格差社会を生じさせています。かつては何とかなったことも、現代社会はどうにもならないのが現実で親の経済力が子どもに影響を与え貧困の連鎖に繋がります。

低所得者の拡大は、一時的なものでなく長期に影響を及ぼし年金未加入などに繋がります。

地域内で経済格差が広がると相互の連携や信頼が薄れ、地域から孤立する人が増えることが予測されます。

キ) はちまるごーまる 8050問題

大人のひきこもり問題の原因として、「職場になじめなかった」「病気」「就職活動がうまくいかない」「人間関係がうまくいかない」などがあり、子どもが親から自立するためには精神科医、臨床心理士などの専門家によるケア、職業訓練を通じた自立感の育成、継続したサポートが望まれます。

ク) 2040年問題

2040年頃に団塊ジュニア世代層（1971年生から1974年生）が65歳を超え、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約35%に達すると予測されています。この状況下では、現在の医療、介護、年金などの社会保障制度の持続性に対する疑念が指摘されています。

《課題》

住民の過半数が65歳以上で担い手不足から地域内の整備や維持など共同体としての機能を果せない集落や、役員の選出が困難な集落が増えつつあります。今後10年を予測すると、多くの集落が「維持が困難な集落」に近づいていくと考えられます。これに加え、自立支援や格差社会への対応など、安心して暮らし続けられる町を実現するには課題が山積している状況です。

こんな時こそ地域の人達が力を結集し、集落の在り方について話し合う必要があります。また、若い世代が比較的多い集落があるものの、地域としては、若い世代が住みやすい環境を整えることが大切です。このような取組を通じて、地域の活力を維持・向上させることが求められています。



(8) 福祉サービスの利用促進

ア) 訪問介護など福祉サービスの利用について

「普通に利用できる」が50.4%と多く、次いで「抵抗あるが利用する」が39.7%と多くなっています。「抵抗はあるが利用する」は前回より7.9ポイント上昇しており、抵抗はありながらも福祉サービスを利用せざるを得ないという人も増えてきている様子がうかがえます。アンケートでは、「デイサービスと聞くと抵抗がある人が多く、なかなか利用に繋がらないこともあります。もう少しイメージが変わるよう、介護予防事業のお知らせをいただきたい。町は介護予防にとてもよい講座をたくさんしてくれていると思います。」という意見がありました。

イ) わかりにくい福祉サービス

アンケートでは福祉についてわからないという意見が随所にみられました。

直面しなければ関心が薄い分野で、「いざ困った時にどこに行き誰にどんな相談をしたらよいかかわからない」「情報が少ない」「相談時間が限られている」などの意見がありました。

ウ) きめ細やかな福祉サービス

アンケート結果では、40～50代で「公的サービスが多く、福祉関係手当の高い町」、「福祉施設やサービス事業者の多い町」の比率が高く、子育てや親の介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」世代の特有を反映した結果でした。日常生活を送るうえで公的サービスの充実が求められています。

また、高齢者を中心に身寄りのない人の増加や親族関係の希薄化などが問題となるなか、障がい者の将来を不安視する親や一人暮らしの親を心配する子どもも増えてきています。今後、成年後見制度^{※1} や、日常生活自立支援事業^{※2} の需要が増えることが予測されます。アンケートでは「縁戚、身寄りのない高齢者になった時の対応（身元保証、死亡時）」について心配する声があります。

※1「成年後見制度」とは、認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人が、契約などの法律行為ができるよう家庭裁判所が判断能力の程度に応じて、補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度

※2「日常生活自立支援事業」とは、判断能力が十分でない人が、福祉サービスの利用に関する相談、助言、必要な手続きや利用料の支払いに関することなど、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う制度

《課題》

生活様式や考え方が多様化し経済的な格差などから、福祉サービスの要求も多様化しています。事業者、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、行政が福祉サービスを実施していますが、その活動内容は利用者側には理解されていないことが多くあります。利用者が必要とするサービスの内容や利用方法などの包括的相談窓口の充実や情報提供のあり方について、はじめてでもわかりやすく利用できるしくみを整える必要があります。

(9) 健康づくり

ア) 生活習慣病の増加

誰もが健康でいたいと願っていても、近年は食生活の乱れ・運動不足・ストレスなど日常の生活習慣に起因すると考えられる疾患が増加しています。

栄養や食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯や口腔の健康に関する生活習慣の改善や定着を通じて、生活習慣病の発症予防や合併症の進行防止、重症化予防に引き続き取り組む必要があります。

イ) こころの健康

ストレスにより体調不良やうつ病等を発症し治療する人が増えています。また、残念ながら当町では毎年かけがいのない命が自殺によって失われています。

(14ページのグラフ参照)

《課題》

誰もが生涯にわたり健康を維持し健やかな人生を送るためには、一人ひとりが健康や食生活などへの関心を持つことが大切です。自分の健康状態や食生活・生活習慣を客観的に捉え、自ら健康づくりに取り組む必要があります。運動や食生活習慣などで健康づくりに向けた取組を関係機関と連携して強化する必要があります。

(10) 福祉教育

福祉教育は、身近な人や地域との関わりを通じ、そこにどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、さらに解決のために行動する力を養うことで、「ともに生きる力」を育むことを目的としています。

「住民の福祉意識を高めるために、まず福祉を『自分事』として感じてもらうことが必要ではないか」と思います。家族に高齢者や障がい者がいない人は、福祉に対して他人事と捉え、情報を見逃してしまう場合も多いように思います。そのため、『私には関係がない』と思う人が減るような取組が必要と思われる。

例えば、『介護が必要になったとき、どうするか』という問いについて、これまで考えたことがないという人も少なくないのではないのでしょうか。講演会など各種事業の周知をする際などに、『介護が必要になった時どうするか』という問いかけをすることによって、人々が福祉を『自分事』として考え、福祉に関心を持てるようになると思います。それから情報提供をしていくことで、住民の福祉意識を高めて行くことが出来るのではないかと考えます」という意見がありました。

第3章 計画の目標

1 基本理念

「おはよう」と笑顔を交わす地域の絆

基本理念の趣旨

飯綱町は、人口の減少と少子高齢化が進んでいます。それは既存の集落の存続すら危ぶまれるものです。

一人ひとりが自分らしく生きようとしても、その思いを支える地域のつながりが希薄になってきています。

年齢、性別、経済力、障がいの有無などを理由に地域社会から疎外されることのないよう、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域社会を築く必要があります。

そのためには、思いやりをもって自然な形でかかわる「声かけ」や人と人との笑顔で交わす「おはよう」、「こんにちは」、「ありがとう」、「ごめんなさい」等の「あいさつ」を行うことで地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係を育む、明るく安全で住みよい地域社会づくりを進めていきます。

2 計画の基本目標

1 私たちが安心して暮らすための地域共生の仕組みづくり

「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしたい」との願いは、今も昔も変わりません。

住民が等しく人として尊厳を持って、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢性別にかかわらず、その人らしい安心した生活を送れるよう自立するためには、多くの地域住民の理解と行動支援が必要とされています。

福祉事業所などによるサービスの提供や支援は重要ですが、災害時や緊急時には、いざというときに最も早く駆けつけて手助けできるのは、近所の人や地域の人です。

「安心した生活を送る」には、地域住民の支え「地域の力」が必要です。行政、地域住民、自治会、ボランティア、社会福祉協議会、民間企業（事業者、企業、商店）等「地域の力」のさまざまなつながりの中での共動により、それぞれが抱える

課題を「我が事」としてとらえ「丸ごと」受け止める地域づくり「地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」を目指します。

2 私たちの地域福祉を支える人づくり

私たちの飯綱町で安心して幸せに楽しく生活していくのに必要なのは、地域福祉を支えるさまざまな「人の力」です。ボランティア活動や地域活動に参加できるような動機づけや方策などを検討します。

また、ボランティア活動においては、情報提供や相談を必要とする人に気軽に相談や参加ができる環境の整備、多くの住民が活動を通じ地域づくりにつながる機会を創出します。

飯綱町の10年後、20年後、今の世代の子どもや孫たちの世代がこの町に誇りをもって生き、暮らし続けるため、また、今後住民の約半数が65歳以上となることが予想されており、そうした中高年層を社会に支えられる側でなく社会を支える側として捉え、積極的に社会活動に参加できる生涯活躍のまちを目指します。

3 私たちの暮らしを支えるサービスの充実

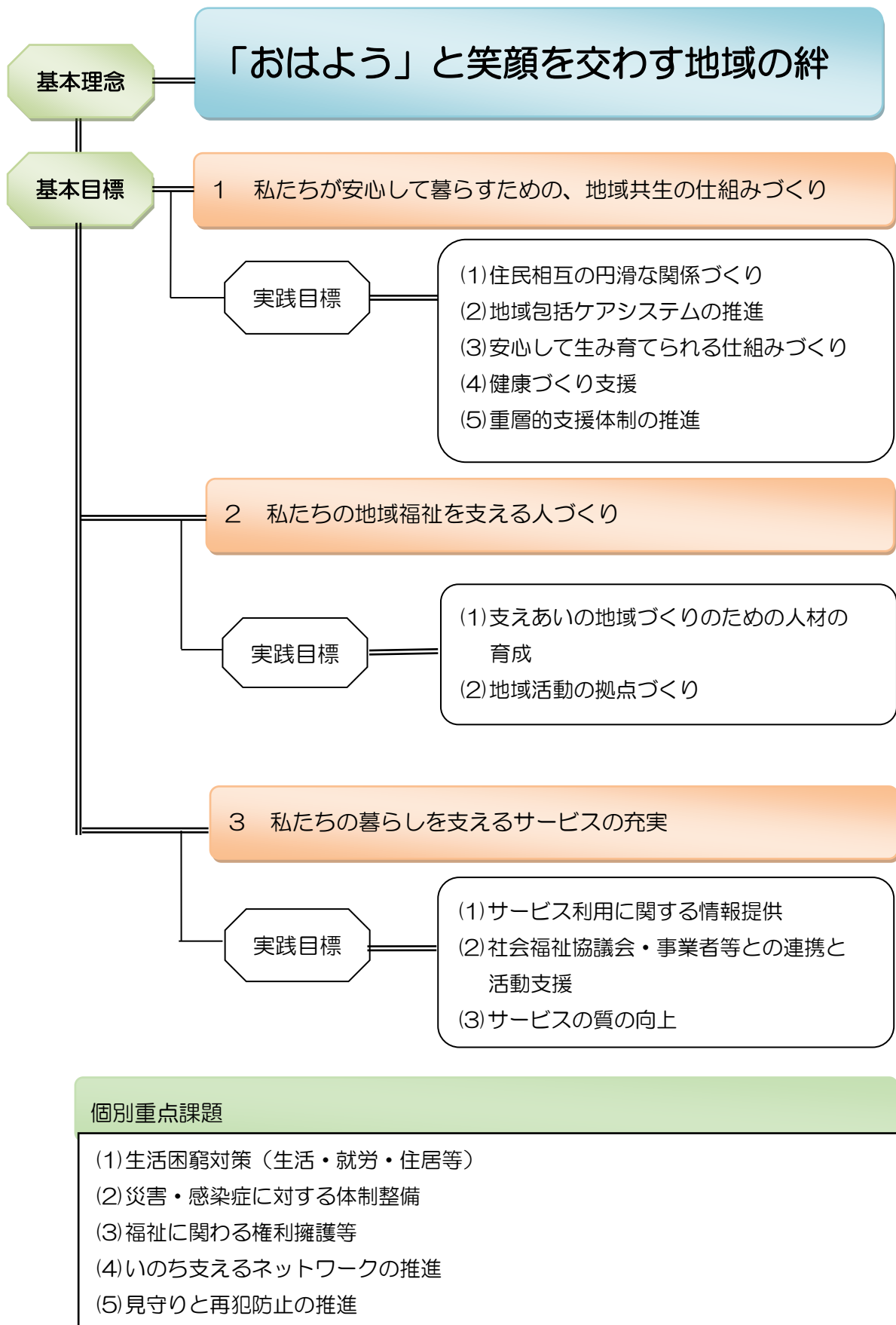
地域福祉をより向上させるには、住民のニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供に努めなければなりません。

また、近年の地域住民の生活課題は、保健福祉、医療、教育など多方面にわたり、単に福祉サービスだけでは解決できません。各分野の連携や、公共サービス、民間サービスやサポートなども含めて、複数のサービスを組み合わせ提供する必要があります。

このような暮らしを支えるサービスを提供するためには、サービスが充実し、そのサービスを効果的に提供できるネットワークづくりをすることが必要になります。

地域住民が安心して、地域で暮らしていくために、必要なサービスを自ら選択し利用できる環境を整えるとともに、福祉サービスの質の向上を目指します。

3 施策の体系



第4章 成年後見制度利用促進基本計画

1 国の動きと背景

成年後見制度は、平成12年(2000年)から導入されましたが、全国的に制度が十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「促進法」という。)を施行しました。平成29年(2017年)には成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)を策定し利用を促進するとともに、国・地方公共団体の責務等が記され、市町村においても、成年後見制度利用促進のため国の基本計画を勘案した地域計画を定めるよう努めるものとされました。

令和4年(2022年)に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の第二期基本計画」という)」では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークを通じて制度の利用促進の取組を進めていくべきとされています。

今後、さらなる高齢化に伴い、認知症高齢者のほか身寄りのない高齢者、また、障がい者を取り巻く課題も複雑化、多様化しており、「親亡き後」の支援を必要とする障がい者の増加も予想されます。

これらを背景として、すべての人が、住み慣れた地域で、安心して尊厳のある本人らしい生活を継続できるように、成年後見制度を含めた権利擁護支援の計画的な推進を図るために本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条第1項に基づく本町の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画に位置付けます。

○ 成年後見制度利用促進法(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 現状と課題

(1) 高齢者等の状況・推移

本町の総人口は、令和6年(2024年)で10,217人となっています。65歳以上の高齢者人口は、4,200人であり、そのうち75歳以上の後期高齢者が2,404人と高齢者人口の概ね半数を占めています。

高齢化率は、令和6年3月末時点で41.1%に達しています。年々高齢化が進んでいる状況です。

■図表1 高齢化率の推移（各年度3月31日時点）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口(人)	10,778	10,656	10,467	10,315	10,217
65歳以上(人)	4,247	4,252	4,226	4,209	4,200
高齢化率	39.4%	39.9%	40.4%	40.8%	41.1%

認知症高齢者に関しては、令和6年度の時点で372人（要支援・要介護認定者のうち、認知症日常生活自立度ランクⅡ以上）となっています。

認知症高齢者の割合は、令和3年まで減少しましたが令和4年から増加しています。

■図表2 認知症高齢者の推移（各年度3月31日時点）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知症高齢者数(人)	312	280	317	437	372
65歳以上人口(人)	4,247	4,252	4,226	4,209	4,200
認知症高齢者の割合	7.3%	6.6%	7.5%	10.4%	8.9%

障がい者の状況をみると、知的障がい者は減少しましたが、精神障がい者は年度によってばらつきはありますが、ある一定の数で推移しています。

■図表3 知的障がい者と精神障がい者の推移（各年度3月31日時点）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
知的障がい者(人) 療育手帳所持者(障がい児を除く)	96	97	97	88	101
精神障がい者(人) 精神障がい者保健福祉手帳所持者	111	107	110	127	116

(2) 成年後見制度への取組状況

■図表4 成年後見制度における相談延件数の推移（高齢者及び障がい者）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(件)	295	98	96	81	83

本町では、親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合に、老人福祉法、知的障がい者福祉法並びに精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、成年後見制度市町村長申立を実施しています。

■図表5 町長申立て件数の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立件数 高齢者	0	0	0	2	2
申立件数 障がい者	0	0	0	0	0

(3) 課題

課題1

成年後見制度の認知が十分ではないことから、任意後見制度を含めた利用促進に向けた更なる周知を図るとともに、より効果的な支援につなげるための地域連携ネットワークの強化が必要です。

地域連携ネットワークの強化に当たっては、令和3年度に、成年後見制度利用促進にかかる中核機関となる長野市成年後見支援センターが設置されました。長野市やその他近隣市町村と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進める必要があります。

課題2

身寄りのない高齢者等は、今後の生活に不安を抱えていてもなかなか相談に来ることもなく、支える仕組みもない状況です。意思決定が可能のうちにあらかじめ相談し、安心して生活できるよう、身寄りのない高齢者等に対する相談の支援を行うための仕組みや体制が必要です。

課題3

虐待事案、身寄りのない高齢者等に対して市町村長申立ての適切な実施ができるための推進が必要です。

課題4

成年後見制度の利用促進に関して基本的な事項を調査審議するため、審議会その他合議制の機関を設置し、成年後見の利用促進を図る必要があります。

4 基本的な考え方と施策体系

(1) 基本的な考え方

促進法の理念及び国の基本計画における基本的な考え方に則り、本計画における成年後見制度利用促進の基本的な考え方を次のとおり定めます。

【本計画における基本的な考え方】

後見制度の趣旨である①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定の尊重、③身上保護の理念に立ち返り、成年後見を受ける誰もが個人としての尊厳を重んじられ、その意思決定する際の支援が適切に行われるよう取り組みます。

また、その実現に向けて、地域における需要を的確に把握して対応するとともに、必要な推進体制の整備を進めます。

※1「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人や高齢者が、障がいのない人々と同様に、地域社会で「普通の生活」を送れるように支援するという理念

(2) 施策体系

国の基本計画に示された今後の施策目標は次の4点になります。

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 4 優先して取り組む事項

(任意後見制度の利用促進、市町村申立ての適切な実施、担い手の確保・育成等の推進、県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進など)

これらのうち市町村の取るべき措置と、関連する上記の国の施策目標に配慮し、また、本町が抱える課題等や本計画における基本的な考え方を踏まえ、本計画の施策体系を次のとおりとします。

◆施策1 成年後見制度の理解への促進

◆施策2 成年後見制度の利用促進に向けた支援

◆施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

5 施策の展開

(1) 基本施策

◆施策1 成年後見制度の理解への促進

ア) 成年後見制度に関する広報

- ・住民向け啓発パンフレットの配布
- ・「飯綱町広報誌」等への記事掲載
- ・ホームページを通じた制度の周知等
- ・長野市成年後見支援センターと連携し、制度の周知や利用促進の実施

◆施策2 成年後見制度の利用促進に向けた支援

ア) 成年後見に関する町長申立手続きの実施

- ・法定被後見人となる対象者のうち、身寄りがなく、又は、虐待その他やむを得ない事情により申立てを行う親族がない場合に、判断能力が不十分な者の財産保護、福祉サービス等利用援助などを行うため、町長が家庭裁判所に法定後見の申し立てを行います。また、申し立てや報酬にかかる費用負担が困難な者に対して費用面の負担等を行い、利用促進を図ります。

イ) 飯綱町成年後見制度利用支援事業の周知

- ・成年後見制度利用を推進するため、飯綱町成年後見制度利用支援事業を周知して活用を推進

ウ) 身寄りのない高齢者等の支援

- ・身寄りのない高齢者等に対する相談支援を行うための仕組みや体制構築
- ・日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化

◆施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア) 中核的機関との連携と広域利用の活用

- ・中核的機関は、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割が期待されます。令和3年度(2021年度)に、成年後見制度利用促進にかかる中核機関となる長野市成年後見支援センターが設置されました。長野地域連携中枢都市圏において、長野市との共同化による長野市成年後見センターの活用と連携を図ります。また、長野市やその他近隣市町村との連携も図ります。

イ) 地域連携ネットワークの構築

- ・制度を必要とする人が安心して利用できるように、権利擁護支援の必要な人を把握し、必要な支援に繋がられるように法人後見事業を実施する社会福祉協議会や関係機関との連携を図ります。

6 推進体制及び進捗管理

(1) 地域福祉計画の進捗管理を行う組織の活用

本計画と一体的に策定する地域福祉計画の進捗管理を担う組織として「飯綱町地域福祉計画推進委員会」を活用し、成年後見に関する基本的な事項の審議及び進捗管理を行います。

(2) 地域ケア会議の活用

多様な関係者が連携する地域ケア会議を活用して成年後見制度の普及促進、利用者支援や地域連携の強化を図ります。

第5章 再犯防止推進計画

1 国の動きと背景

平成16年度(2004年度)以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）を制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）（以下「国の計画」という。）では、前再犯防止推進計画の検証のなかで、「支援対象者のそれぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていくこと」、「支援を必要とする高齢者、障がい者等にわかりやすく情報を発信していく必要があること」、「地域に向き支援を実施していくこと」、「国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していくこと」、などの課題が確認されています。

また、令和7年6月1日に懲役と禁固刑を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました。拘禁刑は、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業、又は必要な指導を行うことが可能になり、入所後の早い段階から、住居・就業先・福祉サービスの確保など、地域の関係機関と連携し釈放後の社会生活の支援が可能となりました。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことが分かっています。人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる場づくりが必要です。これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

2 計画の位置づけ

平成28年(2016年)12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条第1項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めることとされ、本計画では「地方再犯防止推進計画」としての位置づけを有します。

○ 再犯防止推進法（抜粋）

（地域再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 現状と課題

犯罪白書によると、全国の刑法犯の認知件数はピークの平成14年以降減少し、令和3年には戦後最小となり、長野県でも同様に減少しています。ただし、再犯者率は一貫して上昇しており、令和5年の全国の再犯者率は47.0%、本県では46.1%となっています。また、刑法犯分析結果では再犯者が全体の約3割を占める一方で、発生事件の約6割が再犯者によるものであり、再犯防止は重要な課題です。国の第二次再犯防止推進計画では、支援対象者への課題対応、アクセス向上、アウトリーチ型支援強化、関係機関の連携が必要とされています。国・地方公共団体・民間団体が一丸となり、継続的かつ包括的な支援が求められています。

■長野県における刑法犯 検挙者数・再犯者数等

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯罪検挙者数	2,184	1,916	1,812	1,762	1,888	1,982
再犯者（人）	1,037	917	874	814	857	913
再犯者率（%）	47.5	47.9	48.2	46.2	45.4	46.1

■飯綱町における刑法犯 認知・検挙件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数	12	18	7	22	17	13
刑法犯検挙件数	9	15	2	17	8	7

4 施策の展開

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとして、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現をめざします。

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、本町では保護司と連携して行っていくとともに、国において策定された「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」を踏まえ、地域や関係機関との連携により次の取組を推進します。

○取組内容

(1) 就労・居住の確保等のための取組

- ア) 犯罪をした者等の雇用推進について、関係機関との連携を図ります。
- イ) 自立相談支援機関（まいさぼ）と連携して住居確保等の支援を行います。
- ウ) 町営住宅などの入居や民間賃貸住宅などの入居などに伴う情報提供を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ア) 薬物依存者への支援として、健康管理センター等と連携し、電話・面接相談などを行います。

(3) 学校等と連携した就学支援の実施等のための取組

- ア) 教育委員会と連携し、学習の機会や居場所の確保やスクールカウンセラー等と情報共有を図ります。

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ア) 再犯防止のためには、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じ、適切に支援していくことが重要であるため、その特性に応じた適切な支援を進めます。
- イ) 関係機関と連携し、相談に応じ支援につなげます。

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ア) 保護司と連携し、犯罪をした者等の指導・支援を行います。
- イ) 「社会を明るくする運動」により、児童生徒への啓発活動を、保護司と連携して推進します。

(6) 国・民間団体等との連携強化等のための取組

- ア) 再犯防止の推進のためには、国や民間団体が行う社会復帰支援との連携が欠かせないことから、保護司などの関係団体との連携を強化します。

(7) 入所中からの連携

- ア) 個々の受刑者の特性に応じて、入所後の早い段階から、住居・就業先・福祉サービスの確保など、矯正施設と連携し釈放後の社会生活を支援します。

5 推進体制及び進捗管理

再犯防止に向け、関係機関や庁内関係課（福祉、人権、産業、教育）、保護司などの民間協力者と連携し、犯罪防止と更生支援を推進します。

本計画と一体的に策定する地域福祉計画の進捗管理を担う組織として、「飯綱町地域福祉計画推進委員会」を活用し進捗管理を行います。

第6章 重層的支援体制の推進

重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画策定の背景と趣旨

国では平成30年(2018年)4月施行の改正社会福祉法において、複合化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な問題の解決を図るため「地域共生社会」の理念が示されました。

さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(改正社会福祉法)が令和2年(2020年)6月5日に成立、同月12日に公布されました。この改正社会福祉法に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)」が令和3年(2021年)4月から施行されました。

飯綱町では、地域共生社会の実現に向け、より一層体制を強化し事業実施の理念や目指すべき方向について明確にするため「重層的支援体制事業実施計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

重層事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5第1項により実施計画を策定するよう努めるものと規定されており、本実施計画は、当該規定に基づき策定するものです。

地域福祉計画と一体として策定することで、福祉行政全体における重層事業の位置づけが明確になると考えられ、地域福祉計画に包含しています。

3 重層事業の概要

重層事業は、市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

4 施策の展開

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

町では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気かけ合う関係性の醸成)の3つの事

業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用すること目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、町全体として包括的な支援体制を構築し実施します。

①相談支援・・・介護、障がい、子ども、生活困窮者等の相談支援を一体的に実施し、「断らない」相談体制を実施

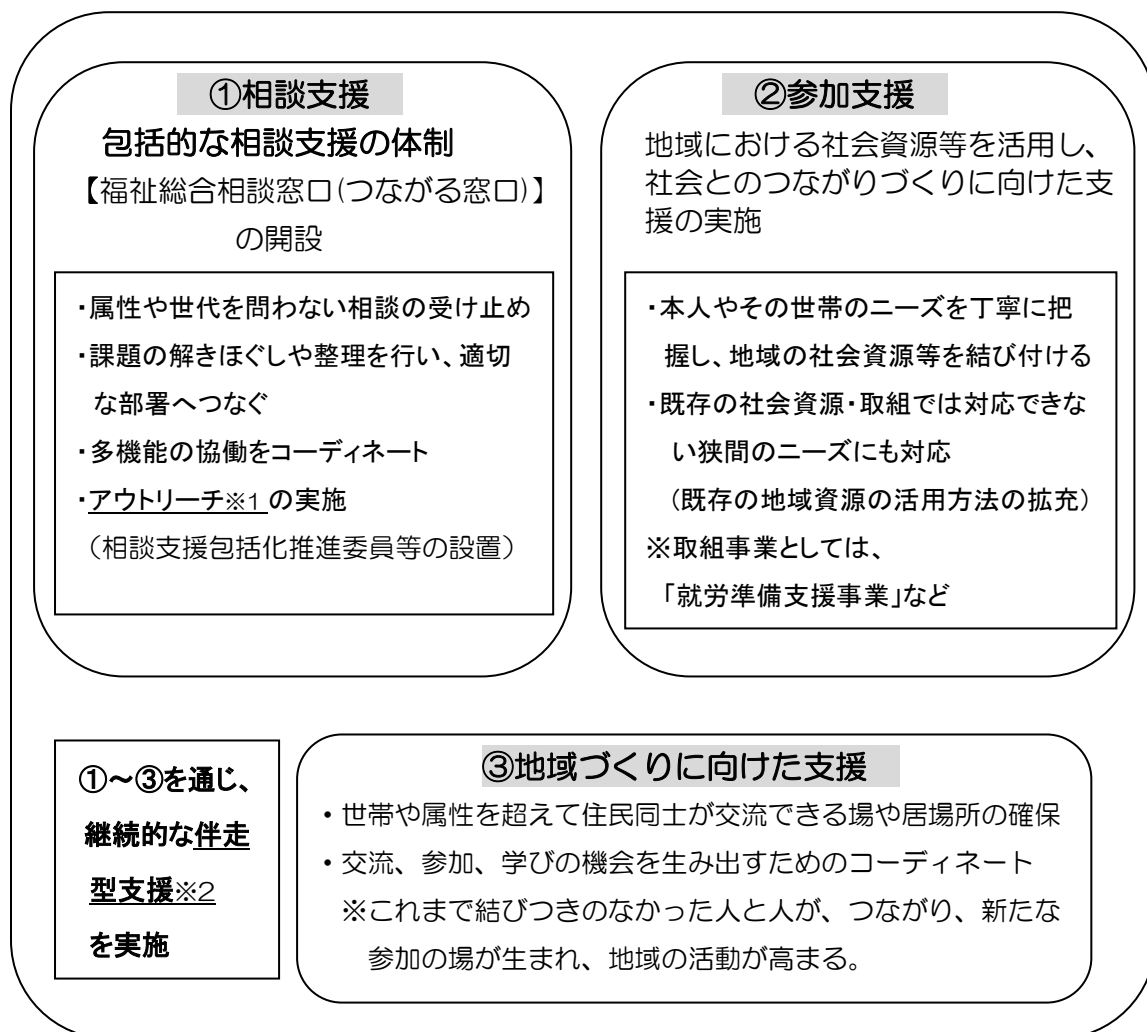
②参加支援・・・既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため本人に寄り添い段階的に時間をかけた支援を実施

③地域づくりに向けた支援・・・

地域社会からの孤立を防ぐため、多世代交流や活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

①～③を通じ、継続的な伴走型支援の実施

目指す事業の全体像



※1「アウトリーチ」とは、支援が必要な人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届ける活動

※2「伴奏型支援」とは、「課題解決型」とは違い「つながること」「つなげること」を目的とした支援

① 相談支援

(1) 事業概要

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

(2) 実施体制

「つながる窓口」を福祉係に設置。様々な分野を越えて関係機関と連携し、困りごとの解決にあたります。庁内に相談支援包括化推進委員を置き、相談支援包括化推進会議を開き連携を図ります。

また、多機関協働事業を活用して、各支援機関等と連携を図ります。

(3) 提供体制

＜包括的相談支援事業＞

※社会福祉法第106条の4第2項第1号のイから二までに掲げる事業

対象者	事業名	主体
高齢者	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	直営 地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託 地域活動支援センター
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営 子育て支援係
生活困窮者	福祉事務所未設置町村による相談事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	委託 飯綱町社会福祉協議会

② 参加支援

(1) 事業概要

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない人に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後はフォローアップを行い、本人やその世帯の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(2) 実施体制

事業名	実施体制
参加支援事業	直営 保健福祉課福祉係

③ 地域づくりに向けた支援

(1) 事業概要

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしながら、世代や属性を超えた交流や居場

所の整備を行います。また、地域資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングを通じて、地域における多様な主体による取組をコーディネートします。

(2) 実施体制

※社会福祉法第106条の4第2項第3号のイから二までに掲げる事業

事業名	実施体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	お元気くらぶ、すてきなおやじさんくらぶ さみずの郷居場所作り事業、地域住民グループ支援事業、 歯科衛生士等派遣、健康運動指導士等派遣
生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、町全域に(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に1人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、 支えあい活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施
地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施
地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て支援センターにて、専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員の赤ちゃん訪問を実施

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援

(1) 事業概要

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人や隠された潜在的な相談者の情報を、会議に参加する各機関が持つ情報を洗い出し、本人や家族に対して家庭訪問等による働きかけを行いながら相談者との信頼関係の構築を目指します。

特に引きこもりの相談は外部からは把握しづらく、社会復帰に向けては支援機関の連携による伴走的支援が重要となります。

長期にわたる引きこもりや閉じこもりの状態にある場合など、本人との信頼関係の構築を図ることが難しい場合、支援会議での情報共有を図り、円滑な支援に努めます。

(2) 実施体制

事業名	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援	直営 保健福祉課福祉係

○ 多機関協働事業

(1) 事業概要

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組として、代表者会議と研修会を実施します。

(2) 実施体制

事業名	実施体制
多機関協働事業	直営 保健福祉課福祉係
重層的支援会議	<p>開催頻度：随時</p> <p>参集範囲：相談支援包括化推進員 当該ケースに必要な支援関係者、本人、地域住民等 ※本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益になる場合には参加してもらう。</p> <p>目的：多機関協働支援事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランの協議・共有・評価、プランの中断・終結の判断を行う 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う</p>
支援会議	<p>開催頻度：2ヶ月に1回（偶数月）</p> <p>参集範囲：相談支援包括化推進員 保健福祉課 税務会計課収納係 飯綱病院医療連携室 飯綱町社会福祉協議会 地域活動支援センター まいさぼ信州長野 長野保健福祉事務所 北信教育事務所 当該ケースに必要な支援関係者</p> <p>目的：構成員に対する守秘義務を設け、本人同意が得られないケースに関する支援について検討を行う。 アウトリーチ等事業のプランの協議・共有・評価を行う</p>

第7章 施策の展開

飯綱町地域福祉計画・活動計画 実践目標

基本目標1 私たちが安心して暮らすための、地域共生の仕組みづくり

(1) 住民相互の円滑な関係づくり

隣近所同士の良好な関係や住みやすい地域づくりを築くためには、区、組、伍長組織は大きな役割をもっています。住民相互の円滑な関係づくりを進めていきます。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・近くに住んでいても知らない人がいる
- ・地域の行事への参加者が少ない
- ・若い人が少なくなり、高齢者だけになった時にどうすればいいのか心配
- ・新型コロナのためイベントも減り地区内のつながりが心配
- ・転入者との交流が少ない

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からあいさつを心がけ広報配布時などに声を掛けあいます。 ・見守り活動の輪を広げます。 ・イベントや行事に誘い合います。 ・ご近所の小さな変化に気づきあえる、つながりを持ちます。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様などで、気がかりな人がいたら関係機関へつなげます。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問※1や見守り活動の輪を広げます。 ・誰もが暮らしやすい町を目指して、障がいや認知症などの理解や交流を深めるよう啓発します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからお年寄り、障がいのある人なども皆が一緒に楽しめる福祉まつりの開催や各地域での集いを支援します。 ・住民が支えあえる仕組みづくりを進めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日はあいさつの日として、あいさつの輪を広げられるよう公民館や学校などとも連携し推進します。

※1「友愛訪問」とは、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯などのお宅に訪問し、安否を気遣い、地域の絆を深める活動。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、個人情報保護にも配慮しながら、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるように関係機関と連携した仕組みづくりに努めます。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・つながり隊の活動について周知されていない
- ・地域のコミュニティが衰退しつつある
- ・人が少なくなり、地域活動が困難になりつつある
- ・認知症の人が増えているように思う
- ・日中独居になる世帯が増え、地域内での見守りが不足している
- ・運転免許の返納後の移動手段が不安

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・つながり隊の役割を理解し、地域全体で協力します。 ・地域の支えあい活動に積極的に参加します。 ・地区内に困っている人や気がかりな人がいたら、行政、社会福祉協議会などにつなげます。 ・町内の公共交通機関を活用します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の買い物等の支援のため、高齢者向け宅配出張サービスに協力をします。 ・買い物送迎バスの運行や移動スーパーの運行を実施します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、切れ目のないサービスを提供します。 ・認知症になっても本人の意思が尊重され、暮らし続けることができるよう本人や家族を支援します。 ・公共交通機関の利用が困難な、高齢者や障がい者等に対して、外出する際の利便を図るために福祉輸送サービス事業に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・つながり隊を中核に、地域で支えあえる仕組みづくりを支援します。 ・地域生活を支えるサポーターを育成します。 ・認知症になっても本人の意思が尊重され、暮らし続けることができる地域づくりを目指します。 ・新たな支えあいの仕組みづくりを検討し、実施します。

町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や社会福祉法人、NPO等と連携し、支援ネットワークを構築し、誰もが安心して生活できる仕組みづくりに取り組みます。 ・認知症になっても安心して暮らせる支援体制を構築し、地域での認知症の理解を促進します。 ・互いに支えあえる地域づくりを進めるため、生活支援コーディネータを配置します。 ・自助・互助・共助を強化し、地域での介護予防と支えあいを推進します。 ・移動ニーズは多様化しており、公共交通だけでなく福祉的な役割や、地域住民との連携によるきめ細かな移動サービスの展開も目指します。高齢者や交通弱者に対する安全性や信頼性が何より重要であり、まずは二種免許を持つ運転手による「タクシー配車」の活用を優先し、地域に寄り添う福祉的な視点からも、安心して利用できる移動手段の確保を進めていきます。その上で、意欲ある住民がドライバーとなり高齢者の通院や買い物を手助けする仕組みなどについて早急に検討し、その仕組みの構築を段階的に推進します。 ・飯綱病院において、地域包括ケア病床（令和7年4月設置、26床）の適切な運用により、急性期・慢性期医療の機能に加えて回復期機能の役割を強化します。
---	--

■ 取組イメージ

一人暮らし、認知症、要介護状態になっても、住み慣れた地域で最期まで住み続けることのできる地域づくり

医療と介護の連携

高齢者人口の増加により、高齢者施設・病床等が不足することも予測されます。疾病を持ちながらも、高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続ける地域を目指します。



生活支援

高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくりを目指します。

健康づくり・介護予防

高齢者が人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れる地域を目指します。

住まいと住まい方

認知症や要介護者、一人暮らしなど高齢者本人の状態や意思に応じた住まいの確保を目指します。また、見守りや緊急通報、なじみの関係の維持など、本人の希望にかなった住まい方を支援します。

(3) 安心して生み育てられる仕組みづくり

次世代が安心して暮らせる地域づくりのため、結婚や子育てができるような仕組みづくりを推進します。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・結婚しない人が増えている
- ・未婚者の人が多く、後継者の問題などがある
- ・子どもが少なく、今後地域がどうなっていくか不安になる
- ・公園が少ない
- ・未就園児が安心して遊べる場がない
- ・幼児から小学生まで一緒に遊べるような場所がない
- ・子どもの長期休暇中の居場所がない
- ・不登校の子どもに対する地域の理解が不足している

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚相談所から発信される情報を把握し、活用します。 ・子育てを一人で悩まず、子育て支援策に関する情報を活用します。 ・児童の登下校時間帯にあわせて散歩し、声かけなどを行います。 ・子育てをしている親同士が気軽に交流し、話し合える場をつくります。 ・子どもたちが安全に通学できるよう、歩道などの雑草駆除や除雪に地域ぐるみで協力します。 ・子どもの不登校や閉じこもりに対する理解を深めます。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベントなどの会場の提供などに協力します。 ・各種団体のネットワークを活用し、見守り運動を推進します。 ・子育てのしやすい職場環境を整備します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問事業を通して、顔見知りの関係づくりをします。 ・子どもを産み育てられる環境として、子育てと両立できる労働環境を整備します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚に向けた出会いの場を支援します。 ・不登校などの児童・生徒の学習・生活支援体制を構築します。 (サポーターの登録制として) ・子どもや子育て世帯が集える場所として、こども食堂の活動を支援します。 ・子どもの不登校や閉じこもりについての理解や啓発を進めます。

町

- ・結婚相談所の活動、活動拠点の整備を支援します。
- ・未婚者の婚活や移住促進施策の拡充を図ります。
- ・子育てが一段落した女性の就労の場として、福祉の資格取得の支援を行います。
- ・母子保健の充実を図り、定期予防接種を勧め、すこやかな成長を促進します。
- ・就学前児童のいる家庭及びこれから子育てをする家庭の人が安全に安心して過ごせ、親子遊びや交流、育児・発達に関する情報提供や相談などを子育て支援センターにて開催します。
- ・こども食堂の支援を行います。
- ・子どもの不登校や閉じこもりに理解啓発活動を進めます。
- ・こども家庭センターいいづな(仮称)を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て世代の相談支援を実施していきます。
- ・ヤングケアラーの実態の把握と、ヤングケアラーについての知識と理解について啓発していきます。
- ・産前産後の支援事業を実施します。(子育て世帯訪問支援事業、産後ケア事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、ファミリー・サポート・センター事業、短時間一時預かり〔託児〕事業)
- ・飯綱病院において、小児科診療体制を充実させ、子育て世代の予防接種等に関する利便性を高めます。

■取組イメージ



(4) 健康づくり支援

すべての住民は、健康でいきいきとした生活を送ることを望んでいます。住民自ら心身の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- 平均寿命に比べ健康寿命が短い
- 今後も健康で過ごしていけるか心配
- 暑さが厳しく外に出歩けない
- 介護予防のためにいきいきサロンなど地域の居場所は必要だが、参加が減っている
- 加齢により体調管理が難しくなり、体力が減少している
- 健康のためウォーキングをしているだけで、暇な人だと思われてしまう
- 一人暮らしで食事がつくれなくなり、毎日コンビニや冷凍食品の食事では健康が損なわれてしまうか心配

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> • 生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりに積極的に取り組みます。 • 日頃から適度な運動を心がけ、栄養バランスのとれた食事、快適な睡眠、十分な休養等の健康的な習慣を実践するとともに、健診（検診）を積極的に受けます。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> • 働く人が自分の心身の健康に関心を持てるように健康について学ぶ機会を提供します。 • 地域の健康づくりについて理解を深め、健康づくりを進めるための環境を整えます。 • 飯綱町食のサポート会、<u>だんどりの会</u>※1などが、地域のあらゆる場で食の大切さについて指導し、食育を推進します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 継続的な健康づくりの支援を行います。 • 転倒骨折予防などの視点から、高齢者の運動器機能向上のトレーニングの場を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 健康づくりなどに関する学習の機会を提供します。 • 栄養バランスのとれた食事提供が必要な人に支援をします。 • パワーリハビリテーションの実施により、体幹を鍛え動作性や体力の維持改善を図り、高齢者の要介護状態への進行を防止し、健康寿命の延伸

	<p>を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足腰への負担が少なく、始めやすい健康づくりとして、スロージョギングの普及・啓発をします。また、参加者に声掛けなどをして継続的な実施に努めます。 ・介護予防事業に協力し、実施します。 ・自らの体力を知るきっかけとして、体力測定を実施し、運動習慣を身につける機会を提供します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の知識の普及に努めます。 ・要介護認定非該当で自立の65歳以上の人に、通所により運動器機能の向上、口腔機能の向上、認知症の予防（お元気くらぶ、すてきなおやじさんくらぶなど）の場を提供します。 ・各種健診（検診）の受診を勧め、疾病の予防と早期発見に努め、必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行います。 ・健診受診者が自分の健康状態を把握し生活改善が実行できるよう、地区担当の保健師が継続的な保健指導を行い、必要に応じ医療との連携を図り生活習慣病の予防を行います。 ・過度なストレスへの適切な対応ができるよう、心の健康づくり、精神疾患の理解等知識の普及啓発を行います。 ・配食サービス事業に対する啓発や助成をします。 ・70歳以上の住民に温泉券等サービス事業を実施します。 ・熱中症警戒アラート情報の無線放送により熱中症対策を促します。また、エアコン設置について一定の要件により補助をします。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。 ・フレイル予防のための栄養・歯科相談会を実施します。 ・シニアクラブ活動、シルバー人材センター、子どもの見守り活動などのボランティアなど、地域で高齢者が活躍するための事業を推進します。 ・健康づくりに関する研修会等に、病院職員を派遣するよう努めます。

※1「だんどりの会」とは、地域の食文化を後世に残す活動をしている団体。

■取組イメージ



(5) 重層的支援体制の推進

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、そして地域づくりに向けた支援を一体的に展開し、包括的な支援体制の推進を図ります。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・役場に相談に行っても、内容によって窓口が次々に変わってしまう
- ・ちょっとした困りごとなど相談をしたい
- ・若者の引きこもり、高齢者の閉じこもりの人が増えている
- ・困りごとがあっても、どこに相談をすればいいのかわからない
- ・一世帯の中で、介護や子育てなど複合的な課題を抱えている家庭がある

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みごとを相談できる仲間をつくり、早期に相談するよう心がけ、同じ地域に暮らす仲間としてできることは協力します。 ・困った時には、行政など関係機関へ相談します。 ・地区内に困っている人や気がかりな人がいたら、行政や社会福祉協議会などにつなげます。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様などで、気がかりな人がいたら関係機関へつなげます。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた内容は積極的に行政等につなげます。 ・心配ごと相談を実施し、住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、関係機関へつなぎます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた相談に対応できるよう、福祉総合相談窓口機能を強化します。 ・広報紙、無線放送などを活用し、相談窓口を周知します。 ・住民が些細な困りごとでも、声をあげられる土壌づくりを進めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての相談をその場で受け止める「つながる窓口」を設置。各関係機関と連携し相談に対応していきます。既存の取組では対応できない狭間のニーズに応じた支援を行います。 ・住民同士が交流できる居場所づくりに向けた支援を行います。

■ 取組イメージ

介護・障がい・子ども・困窮など制度の枠を超えた一体的な相談支援・地域づくり



基本目標2 私たちの地域福祉を支える人づくり

(1) 支えあいの地域づくりのための人材の育成

安心して暮らすことができる地域を維持していくためには、地域住民の互助を礎とした地域での支えあいが必要となり、その代表であるボランティア活動は今後より一層重要になってきます。

しかし、ボランティアなどへの興味・関心があっても、実際に活動に結びついていない人が多く、潜在的なボランティアの掘り起こしを図ります。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・ボランティア活動は、心や人生を豊かにしてくれることに気づいていない人が多いのではないか
- ・ボランティア＝無償のイメージがあるが、それは違うのではないかと
- ・ボランティア活動やサロン活動の男性参加者が少ない
- ・自分自身が既にボランティア活動を行っていることに気づいていない人も多いのではないかと（例：ご近所や歩道の草取り、雪かきを行うことなど）
- ・ボランティアする人としらない人が決まっている
- ・ボランティアという言葉にプレッシャーがかかっているのではないかと
- ・公園の草刈りなど自主的にやっている人に対して「何であなたがやっているの」など変な足の引っ張り合いがある
- ・次世代のボランティアの育成が必要ではないかと

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none">・小さな支えあいを積極的に行います。・知人友人と、また親子でボランティア活動に参加します。・福祉情報紙に目を通し、町内のボランティア活動を知ります。・花づくりなどの活動を通し、地域全体でボランティア活動の輪が広がるよう自ら参加します。・高齢者など、除雪やごみ出しなどの困りごとに対して会議の議題とし、地域で支えあい活動ができるようにします。・誰もが積極的に参加できるよう、得意なことをお願いするなど、ちょっとしたボランティア活動にお誘いします。・広報紙や講座、研修会から自分ができるボランティアを見つけ、地域の支えあいにつなげます。

民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味を持ち、研修会等に参加します。 ・企業としてできることに取り組みます。 ・加入しやすいボランティア団体運営を心がけます。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアが参加しやすい受け入れ体制を整備します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア未経験者も気軽に参加できるような、ボランティア養成講座を企画、開催します。 ・高齢者などが日常生活の困りごとについて地域の支えあい活動ができるよう推進します。 ・ボランティア活動や研修会、交流会や仲間づくりの情報収集・提供します。 ・小・中・高校での福祉教育に対し講師の派遣や斡旋に協力します。 ・楽しく、参加したくなるようなボランティア活動の企画などを計画します。 ・ふれあいぼけつなどで「ちょっとしたボランティア見つけた」のコーナーをつくりボランティアの活動を紹介します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティアの養成・研修を開催します。 ・心身の悩みに対応するため、町の保健室など相談の場を設け、適切なサポートを行います。 ・ボランティア活動への参加促進に関する方法を検討します。

■ 取組イメージ

少子高齢人口減少社会の地域づくりを担う人材の育成



(2) 地域活動の拠点づくり

さまざまな交流や仲間づくりを活発にするために、公民館や集会所等を気兼ねなく活用し、地域住民が集う活動の場所づくりを推進します。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・昔のように身近な場所で気軽に寄れる場所がない
- ・地域の人と交流する機会が少ない
- ・高齢者のみの世帯が多く、地域の行事などへの参加が少ない
- ・若い人との交流が少なく、若い人を集めることも難しい
- ・いきいきサロンなどには男性の参加者が少ない
- ・公民館や集会所が活用されていない
- ・空き家、空き店舗が増えている

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンや通所型サービスB※1などにおいて、集いの場を運営・活用します。 ・ご近所でのお茶会など、気軽に交流ができる機会をつくります。 ・お互いに、通いの場に誘ったり、役割をお願いすることで参加しやすい雰囲気をつくります。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家、空き店舗の活用を推進します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンや通所型サービスBなどの活動を理解し、参加を呼びかけます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人が行う個人・団体の活動を支援します。 ・認知症カフェ（オレンジカフェ）の運営・支援をします。 ・メーラブラザ（多世代交流施設）に子どもから高齢者まで気軽に集える拠点づくりを進めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人が行う個人・団体の活動に対して助成します。 ・利用可能な空き家、空き店舗の情報を提供します。

※1：「通所型サービスB」とは、地域住民が主体となり、体操やレクリエーションなどの活動を通じて、高齢者に交流の場を提供するサービス

■取組イメージ

新たなヒト・モノ・コトを生む地域活動の拠点づくり

集いの場



仲間づくり



生活支援



多世代交流



拠点



基本目標3 私たちの暮らしを支えるサービスの充実

(1) サービス利用に関する情報提供

実際に行われているサービスが住民に伝わるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・町ではいろいろなことを行っているが情報が届いていない
- ・独り暮らしの人は増えているが、周囲は把握できず、支援の手が届いていない
- ・個人情報の取り扱いが厳しく、団体などへの情報が得られない
- ・広報紙が見にくい

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体が発行する広報紙や回覧板、無線放送などにより、情報を確認します。 ・困りごとやわからないことがあったら、積極的に行政や社会福祉協議会に相談します。 ・社会福祉協議会の活動に参加します。 ・飯綱町公式アプリ i なびい いづなを活用します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や社会福祉協議会の出前講座を利用します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の情報を積極的に住民に提供します。 ・情報公開に、積極的に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなど、様々な手段でわかりやすい情報を発信します。 ・いきいきサロンや学習会など、積極的に地域に出向き説明します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなど、様々な手段でわかりやすい情報を発信します。 ・介護保険のガイドブックを活用しわかりやすく説明します。 ・住まい、健康・福祉、子ども、災害時の備えなどの情報をわかりやすく伝えます。 ・65歳になった住民を対象とした、社会保険の仕組みや利用できるサービスなどの情報提供を行います。 ・住民の希望に添った出前講座などを行います。

■ 取組イメージ

多様で、わかりやすい情報の提供、情報の取得



(2) 社会福祉協議会・事業者等との連携と活動支援

地域福祉施策の推進にあたっては、飯綱町社会福祉協議会のこれまでの経験や実績を生かし、地域福祉の要として広く活動を進められるよう、行政による支援が必要です。また多様化・複雑化したさまざまな問題を解決するためには、医療・事業者・NPO・ボランティア、また社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職の連携が必要です。

町内、町外の様々な個人・機関と連携し、地域に密着したサービスの提供に努めます。



■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会や事業者等が企画する、地域づくりの懇談会や学習会などに参加します。
民間団体等	
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業者連絡会に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課題を関係機関の皆さんと共有し、共動のもとに課題解決に向けて取り組みます。 地域課題・施策について、住民と共に関係機関に提案していきます。
町	<ul style="list-style-type: none"> 専門職向けの定期的な勉強会を開催し、知識の習得と交流を図ります。 町内の介護保険事業者が集まり、介護サービスの連携の強化を図る会議を開催します。 多職種連携も含め、地域ケア会議を開催します。 重層的支援体制により困難事例について、各関係機関と連携をします。

■ 取組イメージ

持続可能な地域づくりのためのビジョンの共有と協働



社会福祉協議会・会員(住民)



連携・共働

行政



学校、民生委員、福祉団体
ボランティア、つながり隊
NPO、企業、福祉専門職

(3) サービスの質の向上

利用者の苦情や不安、不満を解消できるような相談窓口の充実を図ります。持続可能なサービスを提供するための財源や利用者負担について検討します。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

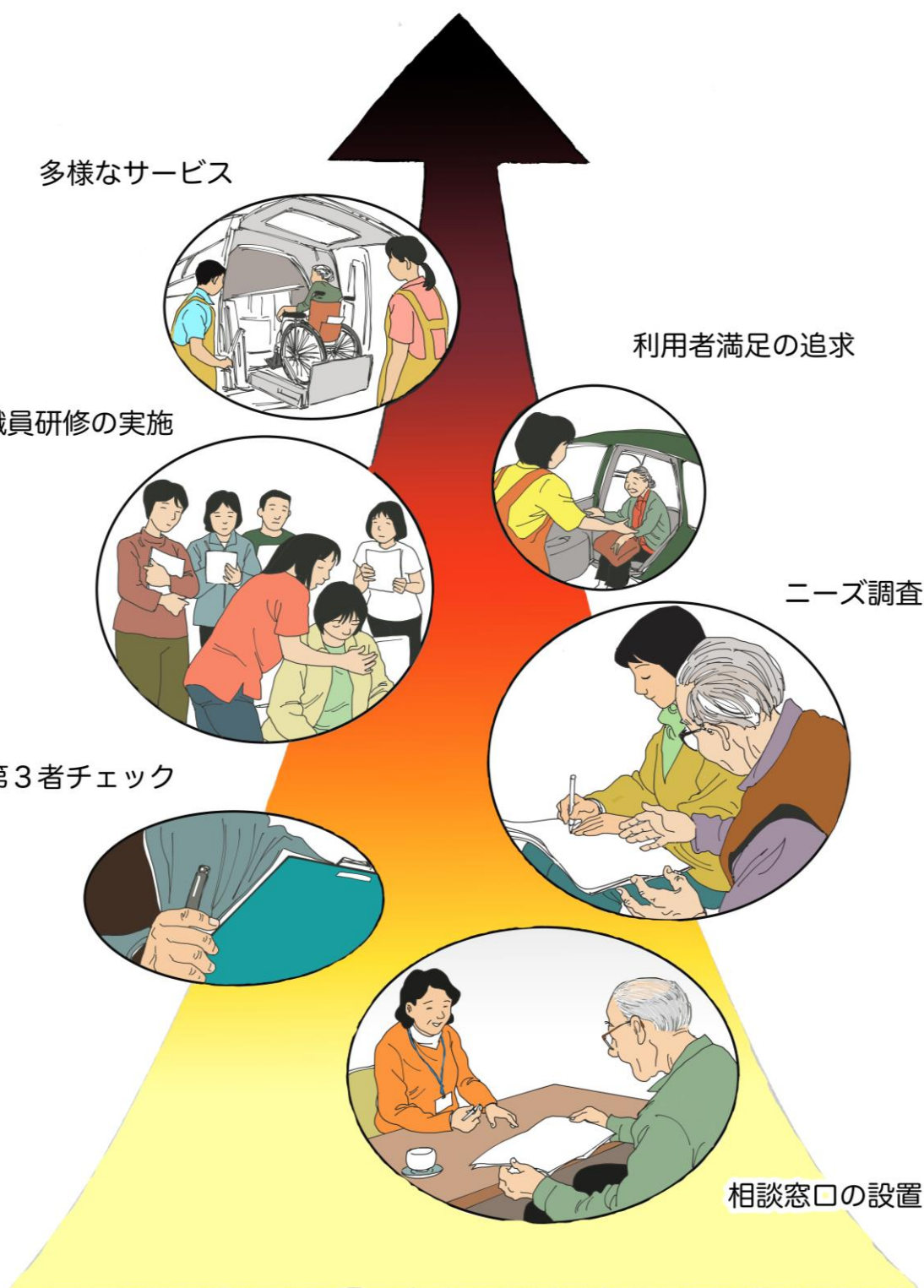
- ・ 高齢になり、施設に入ることができるか心配
- ・ 国民年金でも、入所できる介護施設があればいい
- ・ 医師不足が心配
- ・ 地域内全般に老々介護の世帯が増えている

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスを利用し、要望は積極的に伝えます。 ・ 公的なサービスだけでは十分ではない部分については、地域で協力し合い、ボランティア活動に参加するなどして、暮らしやすい地域づくりに努めます。
民間団体等	
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客満足度調査を行います。 ・ 各種研修会に参加します。 ・ 福祉ニーズの調査を行います。 ・ 第三者委員会を設置し、サービスの適正化を図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉ニーズに合ったサービス提供を常に検討します。 ・ 利用者が望むサービスを適切に把握、研究し開発します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者として適正なサービス提供がされているか確認します。 ・ 住民からの要望や意見を受けとめ、サービスの向上につなげます。 ・ 必要なサービスが受けられるよう、資源の確保に努めます。

■取組イメージ

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのサービスの質の向上



個別重点課題

(1) 生活困窮対策（生活・就労・居住等）

生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度の支援も活用し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、当事者が望む自立に向けた支援を行います。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・生活困窮者が増えてきている
- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに、就労が難しくなっている人がいる
- ・町内での勤め先が少ない
- ・8050、9060問題のような世帯が増加している。
- ・親の介護のために仕事を辞めてしまった人がいる
- ・母子・父子家庭が増えている

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で気になる人の見守り、孤立する人がいない地域づくりを進めます。 ・困ったときはお互いさまの気持ちで協力します。 ・食品ロス削減のため、食材を必要な人に届ける「フードバンク」の活動に協力します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の雇用などについて検討します。 ・社会福祉協議会が実施するフードバンク※2に協力します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた内容は積極的に行政につなげます。 ・心配ごと相談を実施し、住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関へつなぎます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まいさぼ信州長野※1出張所として、関係機関とも連携し支援ネットワークづくりに取り組みます。 ・生活上の相談を受けとめ、必要に応じて生活福祉資金の貸付け支援を行います。 ・生活困窮者の支援のフードバンク※2やフードドライブ※3など、住民や企業にもご協力をいただき支援の輪を広げます。 ・生活困窮者に対する就労などの支援を実施します。

町	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握し、保健福祉事務所と連携し対応します。 生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、孤立する人がいない地域づくりを進めます。 まいさぼ信州長野の事業を中心に、生活困窮者からの相談に早期に対応できる体制づくりを進めます。 家計相談、自立相談（居住確保）、就労相談を基本とし、家族も含めた支援に取り組みます。 地域に働く場所が生まれるよう、企業誘致をします。 就労の場の確保も目的とした「魅力ある農業」への支援をします。 重層的支援体制により各関係機関と連携をします。
---	---

※1「まいさぼ信州長野」とは生活に困窮している人達が自立した生活を送れるよう、相談を通して支援する機関

※2「フードバンク」とは、食品を企業などから寄付を受け生活困窮者などに配給する活動

※3「フードドライブ」とは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動

■ 取組イメージ

生活困窮者に対する多機関連携による自立支援



(2) 災害・感染症に対する体制整備

災害直後の支援は地域での支えあい重要です。災害時においても地域で声を掛けあい誰もが確実に避難行動をとれるように、災害時の連絡体制や支援体制の構築に努めます。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・過去に経験したことのないような災害が発生していて心配
- ・防災訓練の参加者が少ない
- ・地区内の消防団員が少なくなっている
- ・災害等要介護者を自宅から連れ出すことが難しく、どうやって連れ出していいのか考えてしまう
- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに、イベントや行事が減り地区内のつながりが薄れてしまった
- ・もし新たな感染症が流行したら、また地域のつながりがなくなってしまうか心配

■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で災害時に対する話し合いをします。 ・地域で行われる防災訓練に参加します。 ・防災訓練時は、声を掛けあいご近所ぐるみで参加する習慣をつけます。 ・災害時の避難経路と避難場所を確認します。 ・非常持ち出し袋や水・食料品を備蓄（3日分以上、可能な限り1週間分）します。 ・高齢者等避難情報が出た時には、地域での避難を開始します。 ・一人では避難することが難しいお宅を把握し、有事の際には支援できる体制として、<u>災害時住民支えあいマップ※1</u>の更新を行います。 ・災害時住民支えあいマップを活用して、毎年訓練を実施します。 ・手洗い、うがいなどの対策をして感染予防をします。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定を結び、災害時には物資などを融通します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者の把握に努めます。 ・災害時に、一般の避難所での生活が困難な人の避難所として受け入れができるようにします。 ・非常災害対策計画を策定し、業務継続に取り組みます。

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時住民支えあいマップの機能強化を図り、災害に強い地域づくりを推進します。 ・非常災害対策計画を策定し、業務継続に取り組みます。 ・日本赤十字社、共同募金会、長野県社会福祉協議会などと連携し、支援体制を構築します。 ・日赤奉仕団※2の組織強化・活動を支援します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤奉仕団の組織強化・活動を支援します。 ・自主防災組織の活動を支援します。 ・福祉事業所を福祉避難所※3に指定し、福祉避難所の支援を行います。 ・民生児童委員や地区、関係機関と連携し、災害時要支援者台帳を整備します。 ・個別避難計画策定を推進していきます。 ・避難所設営訓練など防災訓練を実施します。 ・新興感染症の流行に当たり、飯綱病院では保健所等関係機関と連携し、患者の受け入れに努めます。また、感染対策の徹底により院内クラスターを防止し、診療の継続を図ります。

※1 「災害時住民支えあいマップ」とは、地図上に災害時の避難行動に支援が必要となる人や、援護する支援者、避難所など地域の情報を記入し、災害時の避難行動や安否確認を円滑に行うための手段

※2 「日赤奉仕団」とは、住みよい社会づくりなど赤十字を使命とする諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織（特に災害時には情報伝達や救護、炊き出しなど専門的知識や技術を活かした活動が期待されている）

※3 「福祉避難所」とは、災害時に障がい者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所

■ 取組イメージ

災害・感染症にも強い、支え合いの地域づくり



(3) 福祉に関わる権利擁護等

判断能力が十分でない住民が、安心してサービスの提供を受けられるよう制度の利用を促進します。

長野圏域が共同で整備する成年後見制度の相談体制の構築により、更に住民が安心して制度を利用できる体制整備に努めます。



【課題】 地域懇談会などでこんな声がありました！

- ・障がい者を介護している者が亡くなった後の老後の暮らしが心配
- ・認知症かどうか、判断できない人への対応が困る
- ・一人暮らしの高齢者や認知症の人が多くなり、成年後見制度の周知も必要
- ・判断能力が不十分な人が増えてきている
- ・地域で暮らす、身寄りのない人の対応が心配

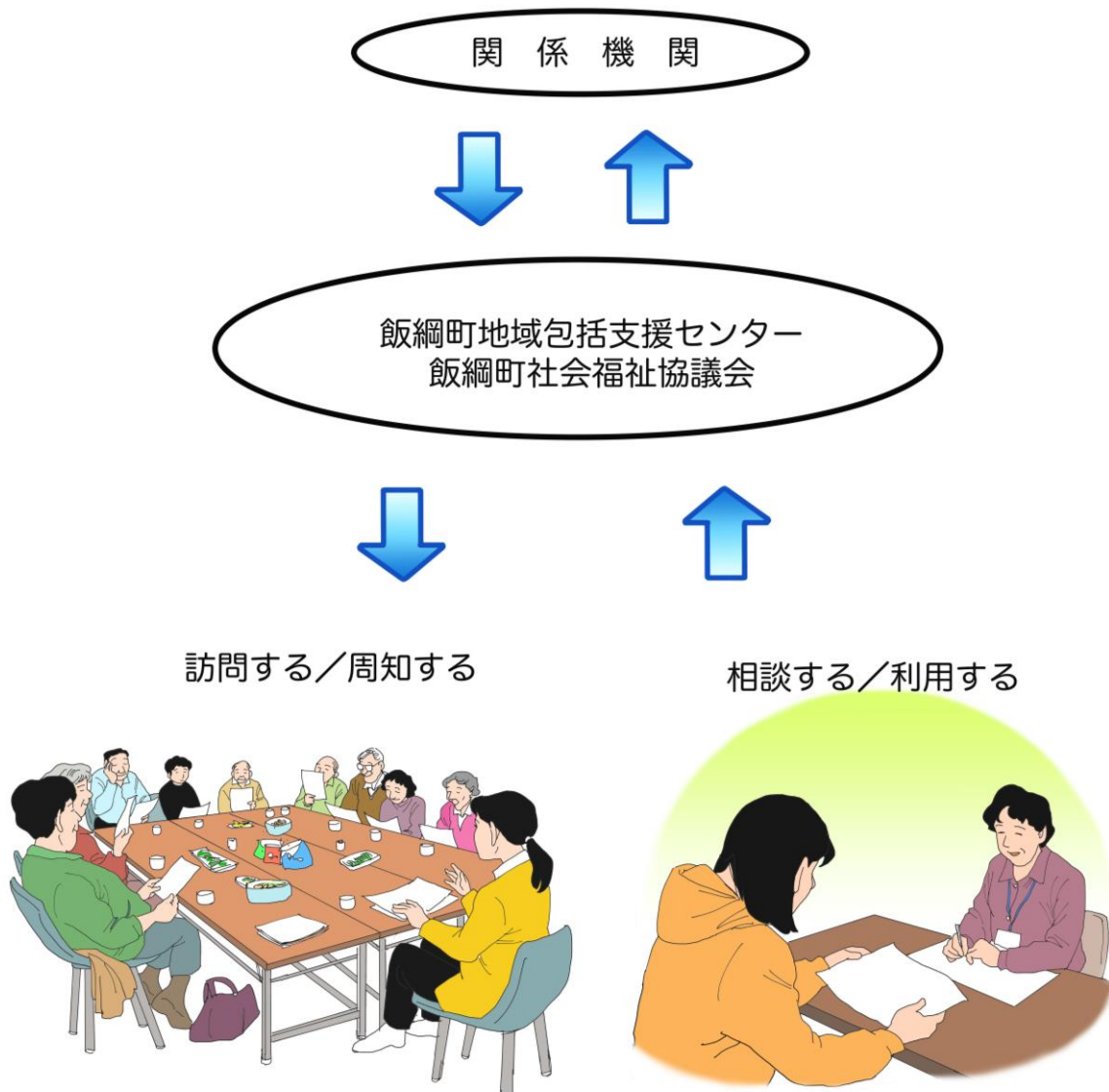
■目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・もしもの時のために自分を守る制度があることを学びます。 ・地域に気を配り、虐待が疑われる場合は町に通報します。 ・学習会などを開催して制度の内容について学び、家族などみんなで共有します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様などで、気がかりな人がいたら関係機関へつなげます。
民生児童委員、福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、心配ごと相談所を開設し、住民の悩みや相談に応じ、適切な助言を行うとともに関係機関へつなぎます。 ・支援が必要な人を、関係機関につなげ一体的に支援します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する制度※1のわかりやすい周知に努めます。 ・いきいきサロンや地区の学習会などで、認知症や障がいに関する正しい理解・知識の普及啓発をします。 ・必要に応じて、法人後見の対応をします。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・長野圏域で行う成年後見支援センターと連携します。 ・成年後見制度の普及・啓発を進めます。 ・身寄りのない人に対する相談等支援を行うための仕組みや体制を検討します。

※1「権利擁護に関する制度」とは、社会福祉の分野では、自己の権利や福祉的な要求を表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者がその権利獲得、要求の充足を支援すること。それを実現するための施策等として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがある

■取組イメージ

権利擁護に関する制度の周知・啓発、利用促進



(4) いのち支えるネットワークの推進

飯綱町いのち支えるネットワーク推進計画に基づき、自殺対策と各福祉分野に共通する必要な取組として、状態が深刻化する前に早期発見ができる地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応できるネットワークづくり等を推進します。



■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での自殺防止を図るため、声掛けや見守りを普段から行います。 ・ゲートキーパー養成講座等へ積極的に参加します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境での自殺リスクの高い要因の排除に努めます。 ・ゲートキーパー養成講座等へ積極的に参加します。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座等へ積極的に参加します。 ・一人暮らしの高齢者等に対し、普段から相談・助言などを行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた時には、早期に対応ができるよう心がけます。 ・こども食堂（てんぐカフェ）などの居場所において、子どもや親の悩み相談、情報交換ができる場を提供します。 ・ゲートキーパー養成講座等へ積極的に参加します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員や関係機関など、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ・ゲートキーパー養成講座等を行い、自殺対策を支える人材の育成をします。 ・多職業連携によるセーフティネットの強化を図ります。 ・生きることの促進要因を増やす取組を支援します。 ・児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。 ・無職者、失業者、生活困窮者、高齢者、未成年者などの、自殺リスクの高い要因に対し、予防に向けた取組を推進します。 ・孤立・孤独に関する理解を深めて、安心して暮らせる社会を推進し、長野県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画します。

■ 取組イメージ

地域で、見つける、つなげる、見守り



(5) 見守りと再犯防止の推進

高齢者や障がいのある人を狙った特殊詐欺や悪質商法、女性や子どもなど弱い立場の人を狙った犯罪なども増えており、日頃からの防犯対策や、地域全体での見守りを行います。

また、罪を犯した人の社会復帰に必要な支援を行い、地域で暮らすことができるよう施策を講じます。



■ 目標を実現するために期待される役割

主体	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・不審な電話やメールに注意し、怪しいときは相談します。 ・地域で見守りし、不審者情報などを共有します。 ・夜間など人通りの少ない道の一人歩きや、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」は避け、周囲に気を配ります。 ・罪を犯した人の社会復帰を地域全体で見守り、支援します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者など様子がおかしいときは、声をかけ、話を聞きます。 ・刑務所出所者等の就労支援をします。 ・見守り活動及び情報の提供をします。
民生児童委員 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問や見守り活動で高齢者などの様子がおかしいときは、声をかけ、話を聞きます。 ・再犯防止に向けて見守り活動をします。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンなど地域の集まりで詐欺などの防犯情報の啓発を実施します。 ・再犯防止に向けて関係機関や家庭との連携を構築します。 ・ニーズに応える福祉サービスを提供するとともに、関係機関と連携を図り再犯防止に繋がります。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な消費者被害を防ぐため、悪質商法や特殊詐欺などの手口に関する情報提供や相談対応を充実します。 ・「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪のない明るい社会を推進します。 ・保護司と連携を図り、再犯防止の支援を行います。 ・農業などを中心に働く場所の整備について検討します。 ・拘禁刑が創設され、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業、又は必要な指導を行うことが可能になり、更生施設と入所後の早い段階から、住居・就業先・福祉サービスの確保など、地域の関係機関と連携し釈放後の社会生活を支援していきます。

■ 取組イメージ

【特殊詐欺や悪質商法など】 日頃からの防犯対策や、地域全体での見守りを行います



安心で安全な社会実現のための再犯防止対策



【目標に対する進捗状況を評価する指標】

(1)基本目標1：私たちが安心して暮らすための、地域共生の仕組みづくり

活動内容	現状値 【基準年度】	目標値 【令和12年度】	出典
(基本施策1)住民相互の円滑な関係づくり			
日頃から「あいさつ」を心がけ、声かけが行われていると回答する人の割合	46% 【令和7年度】	70%	町 (アンケート調査)
(基本施策2)地域包括ケアシステムの推進			
つながり隊の地区での活動回数	25回 【令和6年度】	35回	社会福祉協議会
有償たすけあいサービスの活動回数(単年)	46回 【令和6年度】	80回	社会福祉協議会
(基本施策3)安心して生み育てられるしくみづくり			
子育て支援センター利用人数(年間延べ人数)	4,132人 【令和6年度】	4,300人	町
子ども食堂の参加人数(年間延べ人数)	478人 【令和6年度】	525人	社会福祉協議会
(基本施策4)健康づくり支援			
介護予防事業*の参加者数(年間延べ人数) *住民主体の通いの場(通所型サービスB・パワリハ)、 お元氣くらぶ、すてきなおやじさんくらぶなど	6,000人 【令和6年度】	6,500人	社会福祉協議会
(基本施策5)重層的支援体制の推進			
重層的な支援体制(重層的支援会議)によって対応し、終結した件数(累計)	1件 【令和6年度】	3件	町

(2)基本目標2: 私たちの地域福祉を支える人づくり

活動内容	現状 【基準年度】	目標値 【令和12年度】	出典
(基本施策1)支えあいの地域づくりのための人材の育成			
ごみ出しや除雪などの支えあい活動が行われていると回答する人の割合	30% 【令和7年度】	40%	町 (アンケート調査)
ボランティア活動者数 (単年ごとの保険加入者数)	130人 【令和6年度】	150人	社会福祉協議会
(基本施策2)地域活動の拠点づくり			
いきいきサロンの参加人数(年間延べ人数)	3,611人 【令和6年度】	3,800人	社会福祉協議会

(3)基本目標3:私たちの暮らしを支えるサービスの充実

活動内容	現状値 【基準年度】	目標値 【令和12年度】	出典
(基本施策1)サービス利用に関する情報提供			
I(アイ)なびいづなアプリ登録者数	1,504 件 【令和6年度】	3,000 件	町
(基本施策2)社会福祉協議会・事業者等との連携と活動支援			
地域ケア個別会議における事例検討件数	23 件 【令和6年度】	28 件	町
(基本施策3)サービスの質の向上			
飯綱町の福祉水準(公的・民間福祉サービスを含む)が進んでいると感じている人の割合	15.2% 【令和7年度】	25%	町 (アンケート調査)

(4)個別重点課題

活動内容	現状値 【基準年度】	目標値 【令和12年度】	出典
(1)生活困窮対策(生活・就労・居住等)			
就労準備支援から一般就労などにつなげた人数 (単年)	1 人 【令和6年度】	1 人	社会福祉協議会
(2)災害・感染症に対する体制整備			
災害時住民支えあいマップを活用した訓練実施 地区数	7 地区 【令和6年度】	20 地区	社会福祉協議会
(3)福祉に関わる権利擁護等			
成年後見に関する相談を受けた件数 (年間延べ件数)	83 回 【令和6年度】	90 回	町
(4)いのちを支えるネットワークの推進			
ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	1,174 人 【令和6年度】	1,500 人	町
(5)再犯防止の推進			
社会を明るくする運動協力学校数	3校 【令和7年度】	3校	町

第8章 計画の推進体制

1 計画の普及啓発

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、福祉のまちづくりを推進するためには、住民や関係団体などに計画の内容を理解していただき、町、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、自治会、地域活動団体、そして住民が共動することが必要です。

そのため、町広報誌「いいづな通信」や、社会福祉協議会発行の「ふれあいぼけっと」やパンフレット、ホームページなどの媒体を使い、計画の周知及び浸透を図ります。

2 町と社会福祉協議会との連携

この計画は、飯綱町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

この計画を推進するにあたって、町は庁内ワーキングで総合的に判断し、町と社会福祉協議会は密な連携を図りながら、地域に根ざした取組を推進していくよう努めます。

3 計画の実践と進捗管理

本計画は、社会経済情勢の変化や多様化する生活ニーズに的確に応えながら、効果的かつ着実に推進する必要があります。

そのため、計画実現に向けて、町の関係部署や社会福祉協議会が、密接に協力し、積極的に連携・共動（補完・役割分担）を進めていきます。また、計画推進及び進捗管理の体制として、地域福祉計画推進委員会において計画の進捗状況を把握・検証するとともに、取組の評価を行います。さらに、PDCAサイクルを構築した管理体制として、計画立案（PLAN）⇒実行（DO）⇒評価（CHECK）⇒改善（ACT）の実施することで計画の実行性を向上させていきます。

また、計画期間中に社会環境や法制度に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行い、柔軟に対応します。